

# 第5次太宰府市障がい者プラン

（第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画を含む）

骨子案

令和2年10月15日時点  
太宰府市



## もくじ

第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の背景と趣旨.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	3
第3節 計画の期間.....	4
第4節 計画の策定体制と方法.....	5
第2章 障がいのある人を取り巻く状況.....	6
第1節 人口・世帯の状況.....	6
第2節 障害者手帳所持者などの状況.....	7
第3節 障がいのある児童・生徒の状況.....	12
第4節 障害福祉サービス等の状況.....	13
第5節 各種調査結果からみる状況.....	16
第6節 課題の整理.....	37
第3章 計画の基本的な考え方.....	41
第1節 基本理念.....	41
第2節 基本目標.....	42
第3節 施策の体系.....	43
第4章 第5次障がい者プラン	
第1節 権利を守っていきます	
第2節 自分らしい自立した生活を支援していきます	
第3節 社会参加の機会を充実していきます	
第5章 第6期障がい福祉計画	
第1節 令和5年度の成果目標	
第2節 自立支援給付の量の見込みと確保方策	
第3節 地域生活支援事業の量の見込みと確保方策	
第6章 第2期障がい児福祉計画	
第1節 令和5年度の成果目標	
第2節 障がい児福祉サービスの量の見込みと確保方策	
第7章 計画の推進のために	
第1節 庁内ならびに関係機関との連携強化	
第2節 国や県、近隣市町との連携強化	
第3節 さまざまな組織・団体との協働体制強化	
第4節 広報・啓発活動の推進	
第5節 計画の進行管理	
資料編	

骨子として今回提示する部分です。



# 第 1 章 計画の策定にあたって

## 第 1 節 計画策定の背景と趣旨

太宰府市（以下、「本市」という。）は、平成 9 年度に「太宰府市障害者プラン」（平成 10 年度～19 年度）を策定し、以降、第 2 次計画（平成 19 年度～23 年度）、第 3 次計画（平成 24 年度～28 年度）、第 4 次計画（平成 29 年度～令和 2 年度）と見直しを続けながら、障がい者施策を推進しています。

国においては、障害者基本計画が策定され、共生社会の実現に向け、障がいのある人の自立と社会参加の支援などの施策の推進が図られています。

これまでに「発達障害者支援法」「障害者自立支援法」「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の制定、「教育基本法」、「障害者基本法」の改正、障害者自立支援法を改めた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の制定など、障がいのある人をめぐる環境が大きく変化しています。平成 30 年度には、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正・施行され、障がい児通所支援等の提供体制を整備し円滑に実施することが求められました。

また、平成 27 年 9 月の国連サミットで、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、「SDGs（持続可能な開発目標）」が示され、国においても「障害者の自立と社会参加支援」を盛り込んだ「SDGs 実施指針」が決定されました。平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、高齢者・障がい者・子どもなどすべての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる「地域共生社会」を実現していく旨が示され、障がいの有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、その人らしい生活を営むことができる地域共生社会の実現が目標とされています。

こうした近年の障がい者施策の動向や本市の障がいのある人を取り巻く環境の変化を踏まえ、「第 5 次太宰府市障がい者プラン」（以下、「本計画」という。）を策定します。

本計画では、原則として「障害」を「障がい」と表記することとします。ただし、法令・条例や制度の名称、施設・法人、団体などの固有名詞が「障害」となっている場合や、文章の流れから「障害」と表記した方が適切な場合などについては、「障害」と表記します。

■障がい者施策関連法令などの動向

年	主な動き
平成 23 年 2011 年	○「障害者基本法の一部を改正する法律」の施行 ・社会的障壁の除去、差別の禁止、合理的配慮、教育・選挙における配慮の規定等
平成 24 年 2012 年	○「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の施行 ・通報義務、立入調査権を規定等
平成 25 年 2013 年	○「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の一部施行 ・理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加等 ○「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」の施行 ・障がい者就労施設等から優先的に物品等を調達、調達方針の策定等
平成 26 年 2014 年	○日本が「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を批准 ○「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の一部施行 ・障がい支援区分、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助一元化等
平成 28 年 2016 年	○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行 ・不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供、自治体の差別解消の取り組み等 ○「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（障害者雇用促進法）」の施行 ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務等 ○「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」の施行 ・利用促進委員会等の設置、利用促進に関する施策等 ○「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行 ・切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築等
平成 30 年 2018 年	○「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行 ・障がい者の望む地域生活の支援、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等 ○「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）」の施行 ・障がい者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保等
令和 2 年 2020 年	○「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法）」の施行 ・障がい者の短時間雇用に対する特例給付金の支給、障がい者雇用に対する優良事業者の認定制度の創設等

## 第2節 計画の位置づけ

### ■太宰府市障がい者プラン

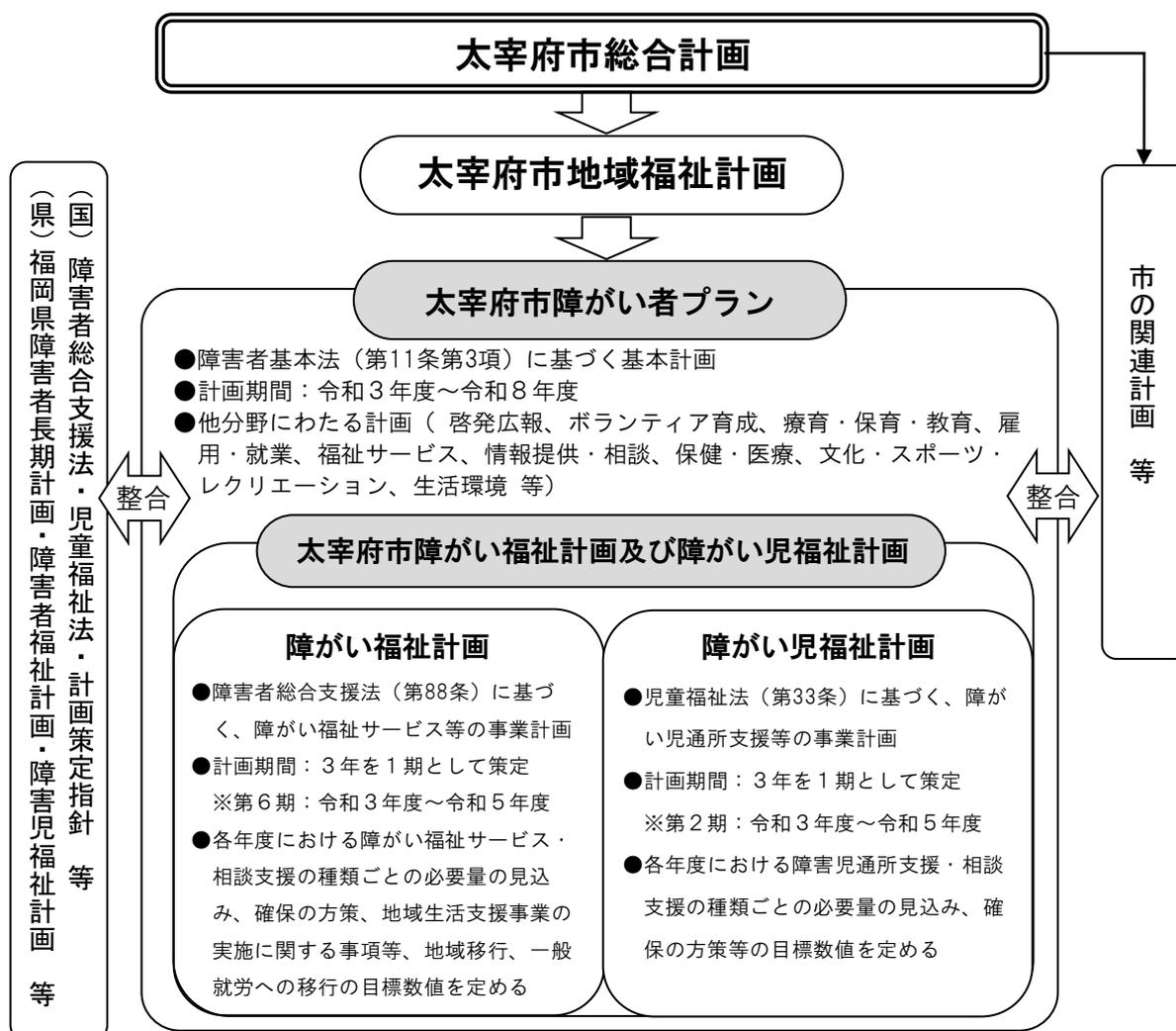
「障害者基本法」第11条第3項に基づき、障害者施策全般にわたる方向性と具体的な取組を示す計画に加え、下記の障がい福祉計画と障がい児福祉計画を盛り込んだ計画です。

### ◆太宰府市障がい福祉計画

「障害者総合支援法」第88条に基づき、障害福祉サービスの提供体制の確保や今後必要とされる福祉サービスを計画的に整備するための計画です。

### ◆太宰府市障がい児福祉計画

「児童福祉法」第33条の20第1項に基づき、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保を図るための計画です。



### 第3節 計画の期間

第5次太宰府市障がい者プランは、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

太宰府市障がい福祉計画（第6期）及び障がい児福祉計画（第2期）は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年
障がい者プラン	←→		←→ <b>第5次</b> →						←→	
障がい福祉計画	←→		←→ <b>第6期</b> →			←→		←→		
障がい児福祉計画	←→		←→ <b>第2期</b> →			←→		←→		

## 第4節 計画の策定体制と方法

---

### ◇当事者アンケートの実施

障害者手帳所持者 1,500 名を対象にアンケート調査を実施しました。

調査期間：令和2年3月11日～3月25日

抽出方法：無作為抽出

調査方法：郵送による配布、回収

回 収：有効回収票数 852 件 回収率 56.8%

### ◇関係団体・事業所調査

障がいのある人の関係団体や支援機関、事業所に対し、記入式の調査票を配布して実施しました。

調査団体数：団体・家族会 11 団体へ送付し、うち6団体より回答

障がい福祉サービス事業所 34 事業所へ送付し 20 事業所より回答

調査期間：令和2年7月～8月

### ◇パブリックコメントの実施

### ◇障害者施策推進協議会

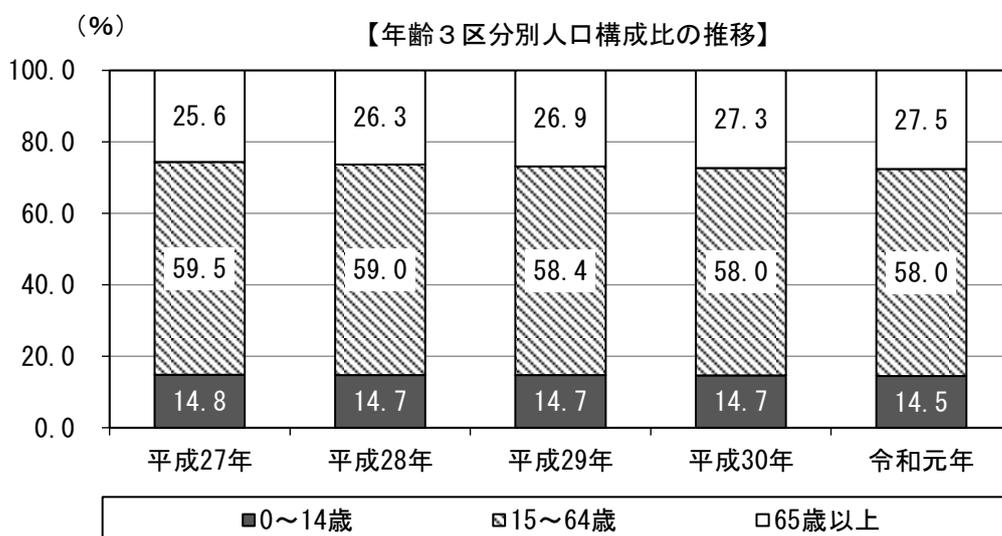
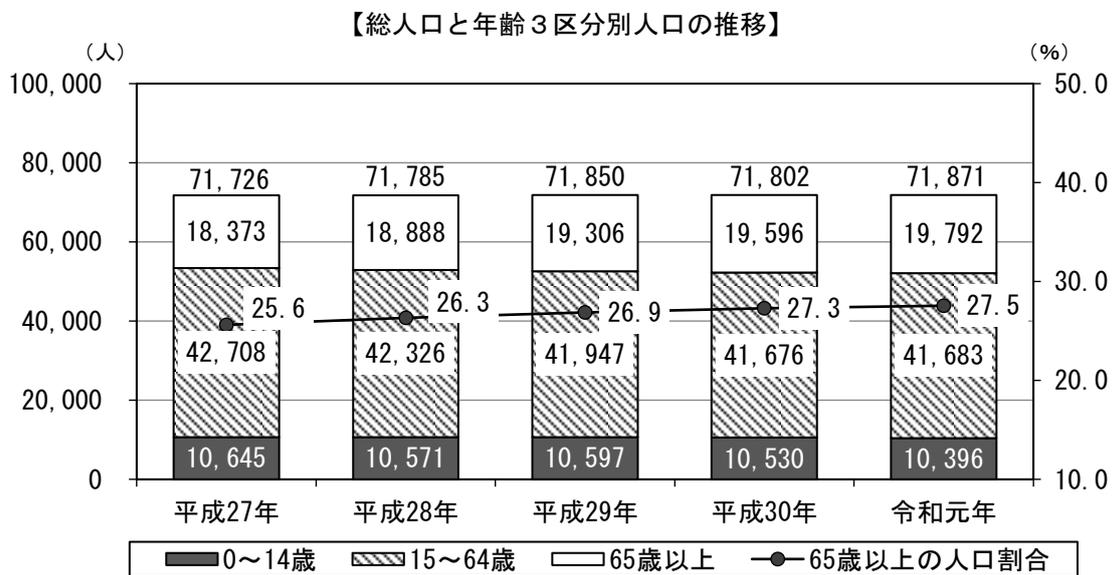
# 第2章 障がいのある人を取り巻く状況

## 第1節 人口・世帯の状況

### 1 人口構成の状況

#### (1) 総人口と年齢3区分別人口の推移

太宰府市の総人口と年齢3区分別人口の推移をみると、総人口は、年によって若干の増減はありますが、おおむね横ばいで推移しています。年齢3区分別人口では、65歳以上が増加しており、15～64歳は減少傾向にあります。年齢3区分別人口構成比の推移をみると、65歳以上の割合が年々、高くなってきています。

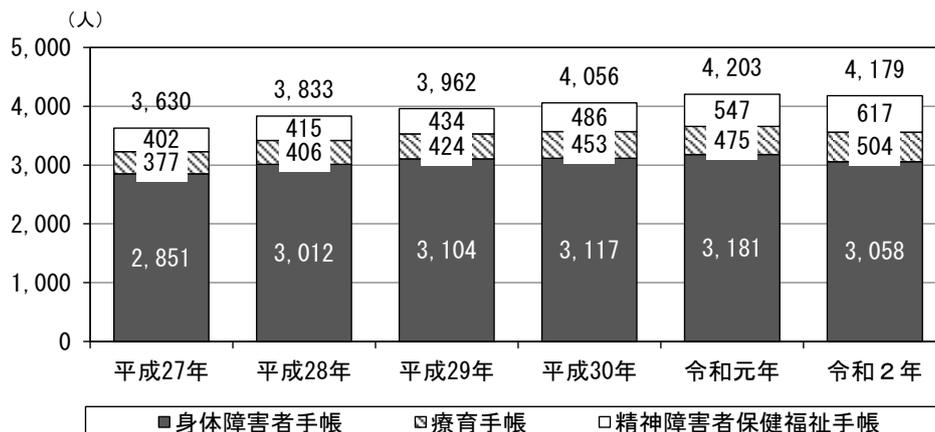


## 第2節 障害者手帳所持者などの状況

### 1 障害者手帳所持者数の推移

手帳別の障害者手帳所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は令和元年まで増加していますが、令和2年は減少しています。療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加しています。

【障害者手帳所持者数の推移】



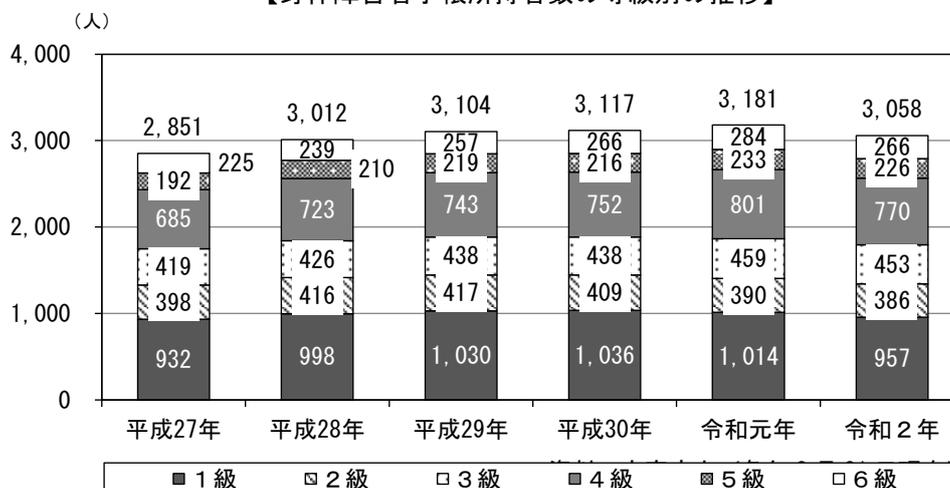
資料：太宰府市（各年3月31日現在）

### 2 身体障害者手帳所持者数の推移

#### (1) 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

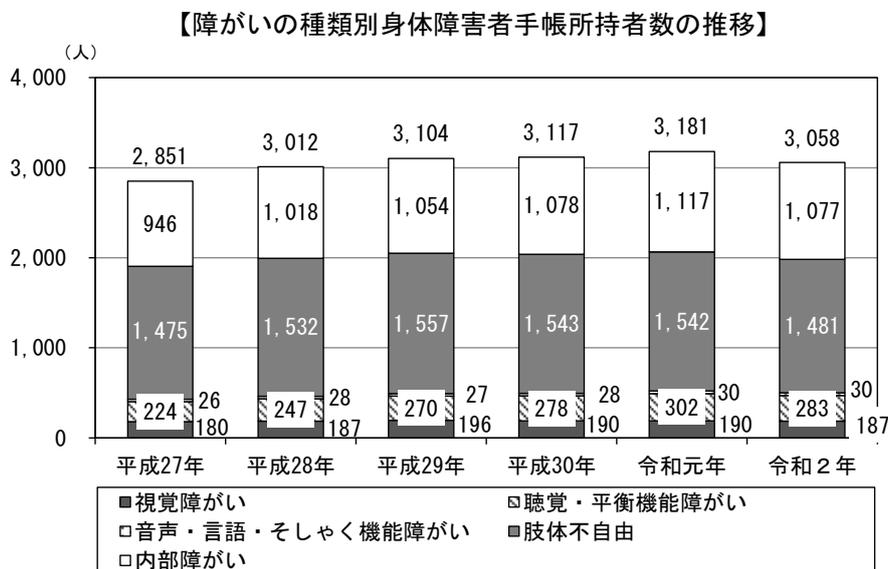
等級別身体障害者手帳所持者の推移をみると、「1級」は平成30年度まで増加しています。「4級」と「6級」は令和元年まで増加していますが、令和2年は減少しています。

【身体障害者手帳所持者数の等級別の推移】



## (2) 障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移

障がいの種類別身体障害者手帳所持者の推移をみると、いずれの年度も肢体不自由が最も多くなっています。肢体不自由は平成 29 年をピークに減少しています。内部障がいは令和元年まで増加していますが、令和 2 年は減少しています。

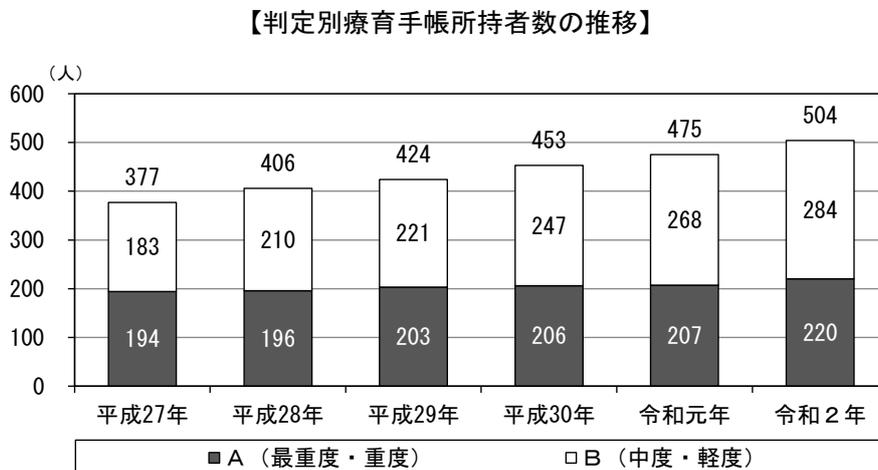


資料：太宰府市（各年 3 月 31 日現在）

## 3 療育手帳所持者数の推移

### (1) 判定別療育手帳所持者数の推移

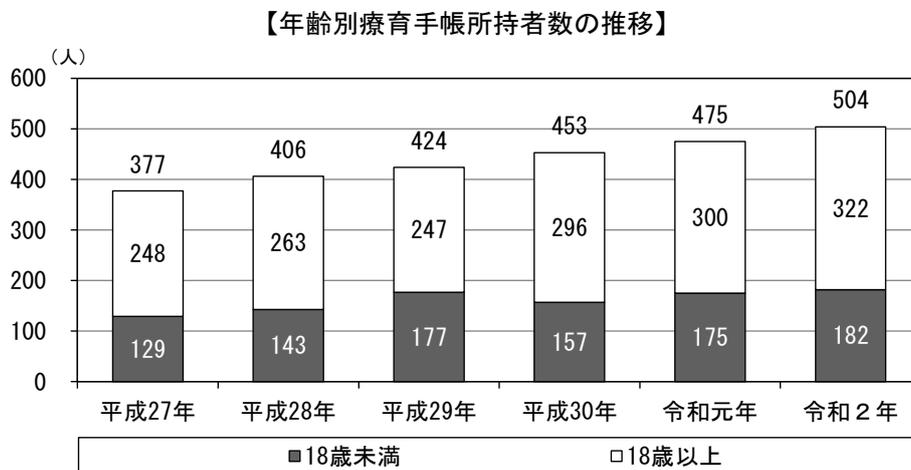
判定別療育手帳所持者数の推移をみると、「A（最重度・重度）」、「B（中度・軽度）」ともに増加しています。特に、「B（中度・軽度）」は平成 27 年から令和 2 年にかけて 101 人増加しています。早期発見・療育を推進することで、グレーゾーンにいる人や軽度の障がいのある人が手帳所持に結びつき、増加していると考えられます。



資料：太宰府市（各年 3 月 31 日現在）

## (2) 年齢別療育手帳所持者数の推移

年齢別療育手帳所持者数の推移をみると、「18歳未満」は平成29年から平成30年にかけて減少していますが、その後増加しています。

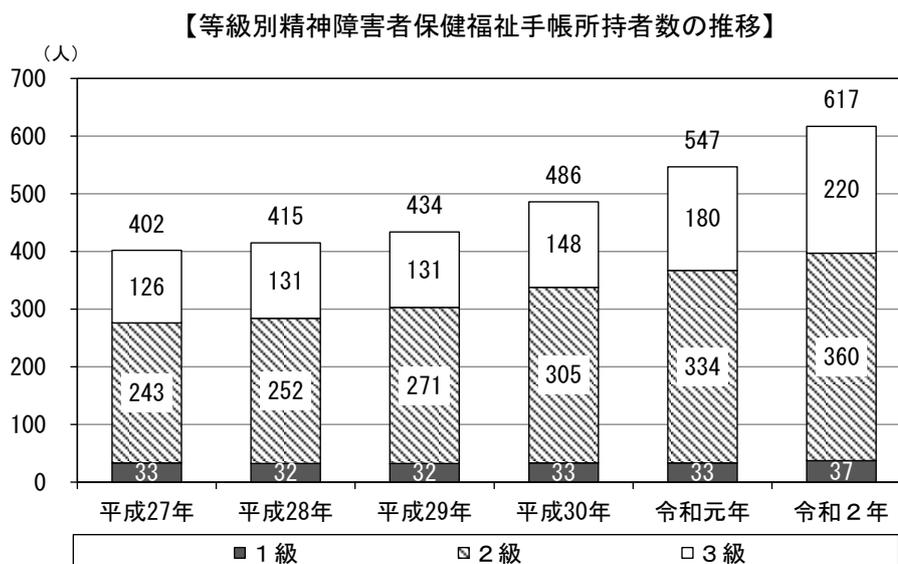


資料：太宰府市（各年3月31日現在）

## 4 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

### (1) 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、「2級」、「3級」は年々増加しています。「1級」は令和元年までおおむね横ばいでしたが、令和2年は増加しています。

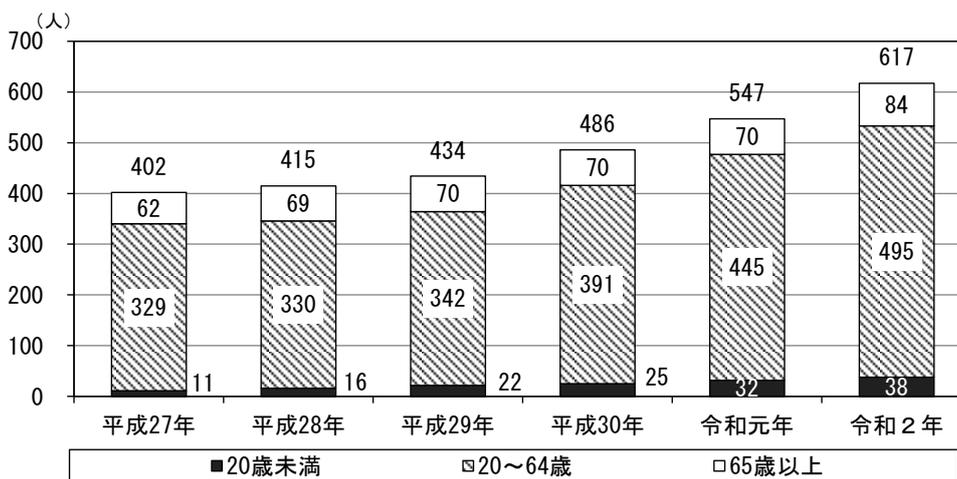


資料：太宰府市（各年3月31日現在）

## (2) 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、いずれの年代も増加していますが、「20～64歳」の増加が目立ちます。令和2年は495人で、平成27年に比べて174人増加しています。

【年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



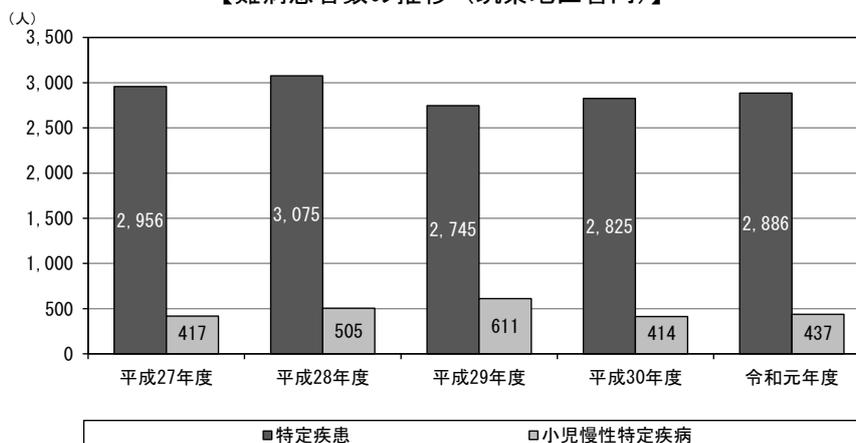
資料：太宰府市（各年3月31日現在）

## 5 難病患者の推移

筑紫地区管内の難病患者数の推移をみると、医療費助成の対象となる指定難病が追加された影響もあり、特定疾患は平成28年度に3,075人に増加しています。平成29年度以降も徐々に増加しており、令和元年度で2,886人となっています。

小児慢性特定疾病については、平成27年度以降増加し、平成29年度で611人となっていました。その後は400人台で推移し、令和元年度で437人となっています。

【難病患者数の推移（筑紫地区管内）】

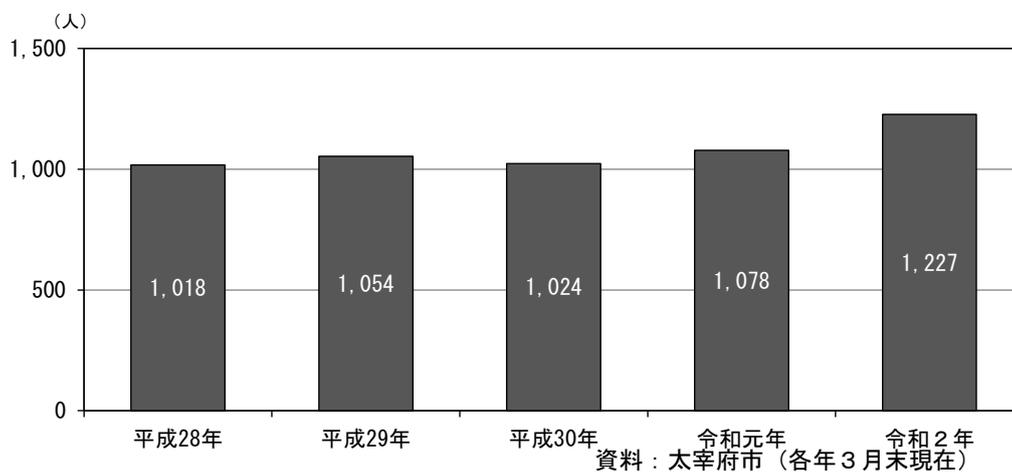


資料：福岡県筑紫保健福祉環境事務所

## 6 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移をみると、令和2年は1,227人で、平成28年に比べて209人増加しています。

【自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移】



## 第3節 障がいのある児童・生徒の状況

### 1 特別支援学級在籍者数の推移

太宰府市内の小・中学校における特別支援学級在籍児童・生徒数は年々増加し、令和2年は小学校で224人、中学校で63人となっています。全児童数に占める割合も年々高くなっており、令和2年は小学校で5.16%、中学校で3.03%となっています。

令和2年の通級指導教室設置学校数は小学校で6校、中学校で3校となっており、平成27年と比較すると、小学校は3校、中学校は2校増加しています。

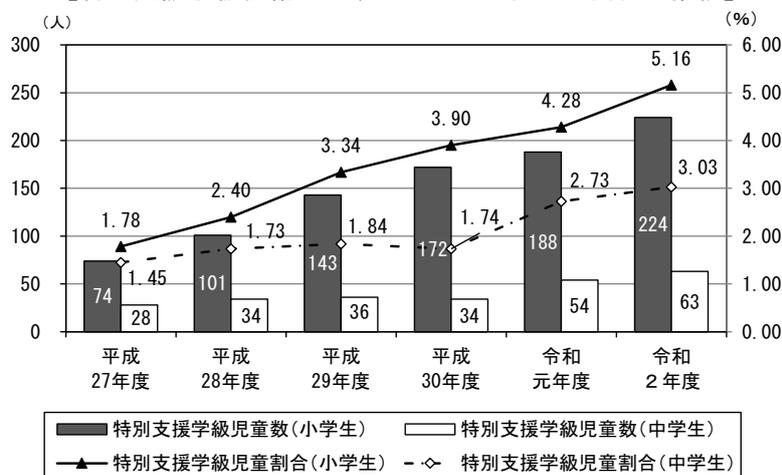
【小・中学校の児童数と特別支援学級在籍児童数】

(単位：人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
小学生(総数)	4,150	4,215	4,284	4,406	4,392	4,339
うち特別支援学級児童	74	101	143	172	188	224
特別支援学級児童割合(小学生)	1.78%	2.40%	3.34%	3.90%	4.28%	5.16%
中学生(総数)	1,930	1,961	1,958	1,958	1,981	2,082
うち特別支援学級児童	28	34	36	34	54	63
特別支援学級児童割合(中学生)	1.45%	1.73%	1.84%	1.74%	2.73%	3.03%

資料：太宰府市（各年5月1日現在）

【特別支援学級在籍児童数と全児童に占める割合の推移】



資料：太宰府市（各年度5月1日現在）

【通級指導教室設置学校数の推移】

(単位：校)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
小学校	3	3	4	5	6	6
中学校	1	1	1	2	2	3

資料：太宰府市（各年5月1日現在）

## 第4節 障害福祉サービス等の状況

### 1 障害福祉サービスの実績

障害福祉サービスの実績値についてみると、生活介護、短期入所、計画相談支援は、平成30年度、令和元年度ともに実績値が計画値を下回っています。共同生活援助（グループホーム）は、平成30年度、令和元年度ともに実績値が計画値を上回っており、ニーズの高いサービスとなっています。また、就労継続支援（B型）については、令和元年度で大きく利用が増加しています。

サービス名		単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
訪問系	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援	時間/月	2,322	2,482	2,431	2,227	2,548	
		人/月	117	116	130	89	140	
日中活動系	生活介護	人日/月	2,439	2,091	2,568	2,185	2,703	
		人/月	131	123	140	106	149	
	療養介護	人/月	10	10	10	9	10	
	短期入所	人日/月	128	80	157	82	193	
		人/月	18	16	22	13	28	
	自立訓練（機能訓練）	人日/月	15	33	15	14	15	
		人/月	1	3	1	2	1	
	自立訓練（生活訓練）	人日/月	90	57	97	63	104	
		人/月	8	3	14	5	22	
	就労移行支援	人日/月	444	496	460	464	476	
		人/月	26	31	28	26	30	
	就労継続支援（A型）	人日/月	1,048	900	1,087	988	1,128	
		人/月	51	50	52	53	53	
	就労継続支援（B型）	人日/月	1,679	1,575	1,832	2,046	1,998	
人/月		97	105	106	124	117		
就労定着支援	人/月	4	0	4	3	5		
居住系	自立生活援助	人/月	1	0	2	0	3	
	共同生活援助（グループホーム）	人/月	43	50	46	56	50	
	施設入所支援	人/月	63	61	62	56	61	
相談支援	計画相談支援	人/月	409	377	443	403	480	
	地域移行支援	人/月	1	0	2	0	3	
	地域定着支援	人/月	1	0	2	0	3	

※月単位のサービスは各年度の3月時点の実績を掲載しています。

## 2 地域生活支援事業の実績

地域生活支援事業についてみると、成年後見制度利用支援事業は、利用がありませんでした。必要としている人が適切に利用できるよう、制度の活用を促進していくことが求められます。また、コミュニケーション支援事業は、平成30年度、令和元年度ともに実績値が計画値を大きく上回っており、意思疎通に関する支援ニーズが高くなっています。移動支援事業については、実施箇所数が計画値を大きく上回っています。

### ○必須事業

サービス名		単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
事業 相談 支援	障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	
	地域自立支援協議会	箇所	1	1	1	1	1	
成年後見制度利用支援事業		人	3	0	3	0	3	
コミュニケーション支援事業		人	350	461	350	517	350	
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件	3	5	3	4	3	
	自立生活支援用具	件	15	11	15	10	15	
	住宅療養等支援用具	件	7	15	7	11	7	
	情報・意思疎通支援用具	件	10	15	10	15	10	
	排泄管理支援用具	件	1,451	1,383	1,538	1,356	1,630	
	居宅生活動作補助用具（住宅改修）	件	2	4	2	4	2	
移動支援事業		箇所	30	46	30	46	30	
		人	50	50	55	53	60	
		述べ時間	5,000	4,966	5,000	6,037	5,000	
地域 活動 支援	機能的事業	箇所	2	2	2	2	2	
	機能強化事業	箇所	2	2	2	2	2	
手話奉仕員養成研修事業		箇所	1	1	1	1	1	
		修了者数	20	22	20	25	20	

## ○その他の事業

サービス名	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
身体障害者自動車 改造助成事業	箇所	1	0	1	4	3	
	人	3	0	3	4	3	
自動車免許取得助成 事業	箇所	2	2	2	1	2	
	人	2	2	2	1	2	
日中一時支援事業	箇所	10	8	10	8	10	
	人	30	22	30	21	30	
訪問入浴サービス事業	箇所	5	4	5	4	5	
	人	5	4	5	3	5	
障害者更生訓練費 支給事業	人	30	19	30	22	30	

## 2 障害児福祉サービスの実績

障害児福祉サービスについてみると、児童発達支援は、平成 30 年度は計画値を上回っていますが、令和元年度では利用実人数が減少しています。保育所等訪問支援については、新型感染症対策により訪問を自粛したため、令和元年度 3 月時点の実績値は 0 となっています。医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターについては、令和元年度までに確保ができていません。

サービス名		単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
障がい児 通所支援	児童発達支援	人日/月	825	1,023	1,095	946	1,454		
		人/月	66	81	73	78	80		
	放課後等 デイサービス	人日/月	1,831	1,871	2,014	2,055	2,215		
		人/月	225	241	247	152	271		
	保育所等訪問支援	人日/月	2	2	3	0	6		
		人/月	2	2	3	0	6		
	居宅訪問型 児童発達支援	人日/月	50	0	60	0	70		
		人/月	5	0	6	0	7		
	医療型 児童発達支援	人日/月	10	0	10	0	10		
		人/月	1	0	1	0	1		
	相談支援	障がい児相談支援	人/月	299	228	330	263	365	
		医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整する コーディネーター	人	1	0	1	0	1	

※月単位のサービスは各年度の 3 月時点の実績を掲載しています。

## 第5節 各種調査結果からみる状況

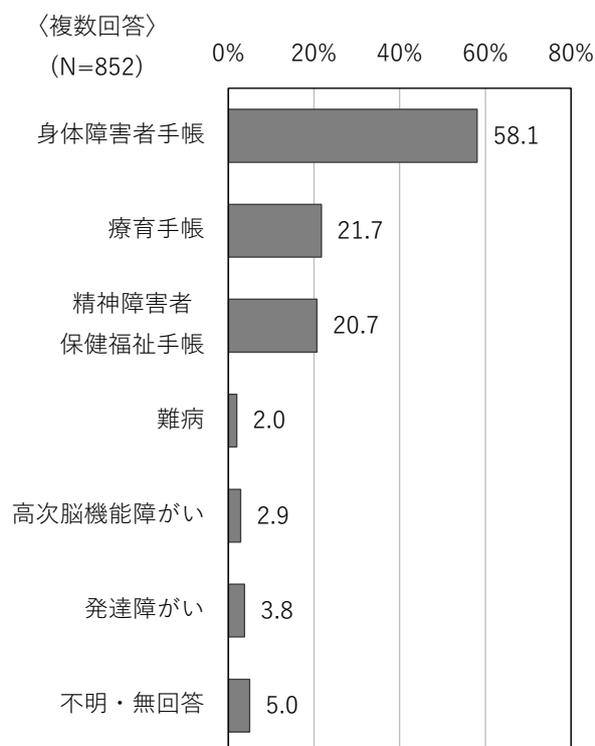
### 1 アンケート調査結果からみる現状

#### (1) 回答者について

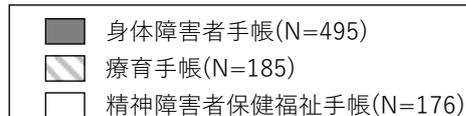
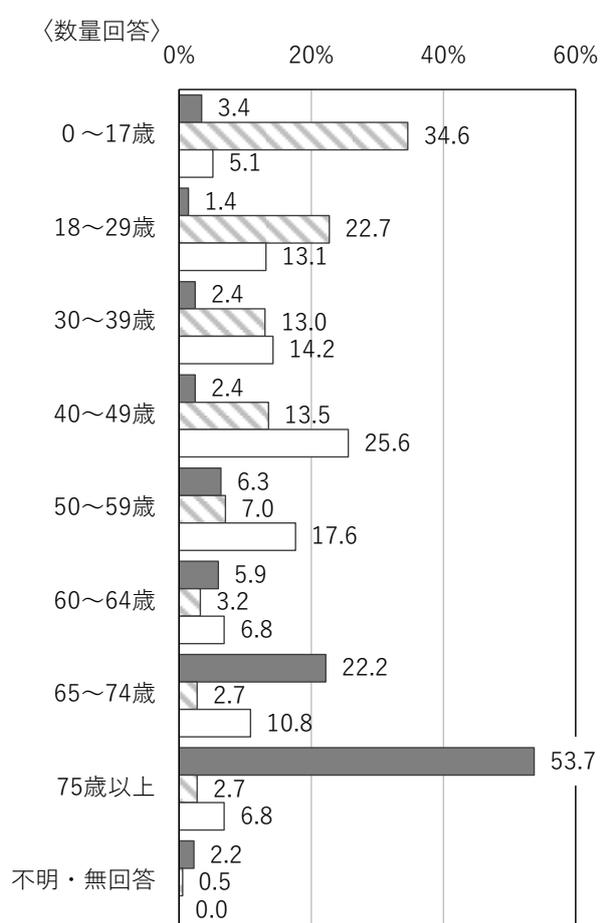
所持している障害者手帳については、身体障害者手帳所持者が58.1%となっています。次いで、療育手帳所持者が21.7%、精神障害者保健福祉手帳所持者が20.7%となっています。

年齢構成をみると、身体障害者手帳所持者では「75歳以上」が53.7%となっていますが、療育手帳所持者では「0～17歳」が34.6%、精神障害者保健福祉手帳所持者は「40～49歳」が25.6%と最も多くなっています。

■障害者手帳や障がいの種類



■年齢



## (2) 現在の生活について

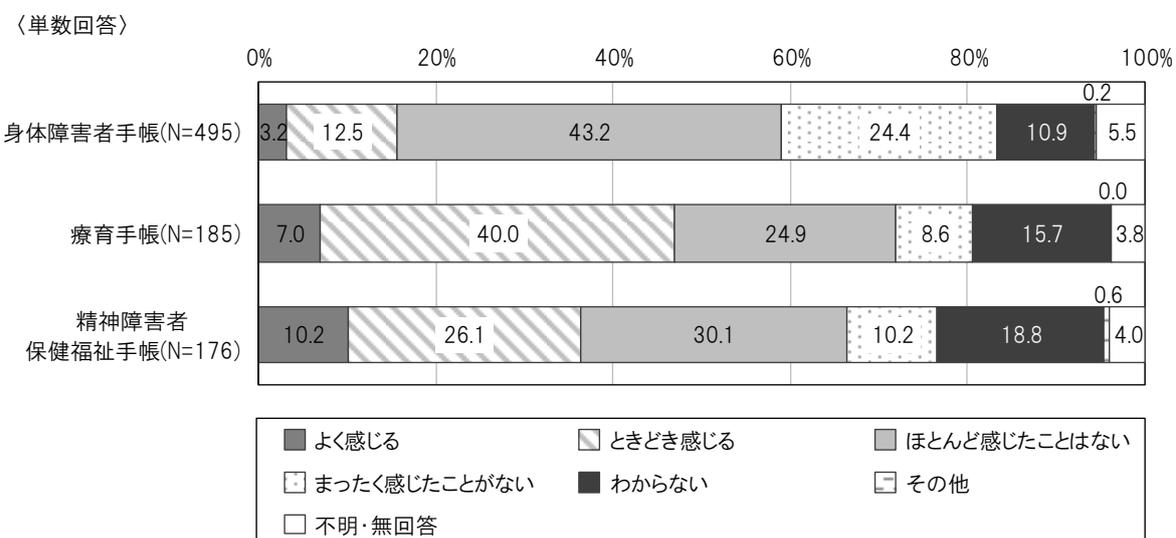
日常生活において、差別や偏見、疎外感を感じるかについては、『感じる（「よく感じる」「ときどき感じる」の合計）』は療育手帳所持者で約半数を占め、精神障害者保健福祉手帳所持者でも3割後半と高くなっています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者では「よく感じる」が1割程度と、他の障がいと比較して高くなっています。身体障害者手帳所持者は「ほとんど感じたことはない」が4割台となっています。

生活の中で困っていることについては、身体障害者手帳所持者は、「自分の健康や体力に自信がない」が最も高くなっています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者は、健康や体力面の不安に次いで、「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」が高くなっています。療育手帳所持者は「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」が最も高く、次いで「一人での外出が不安」となっています。

外出するために充実してほしいことについては、身体障害者手帳所持者は「歩道、建物、乗り物などの段差が解消されること」、療育手帳所持者は「付き添いや介助者などの人的支援」が最も高くなっています。精神障害者保健福祉手帳所持者は「特にない」が最も高く、次いで「駅やバス停、歩道におけるベンチなどの設置」が高くなっています。

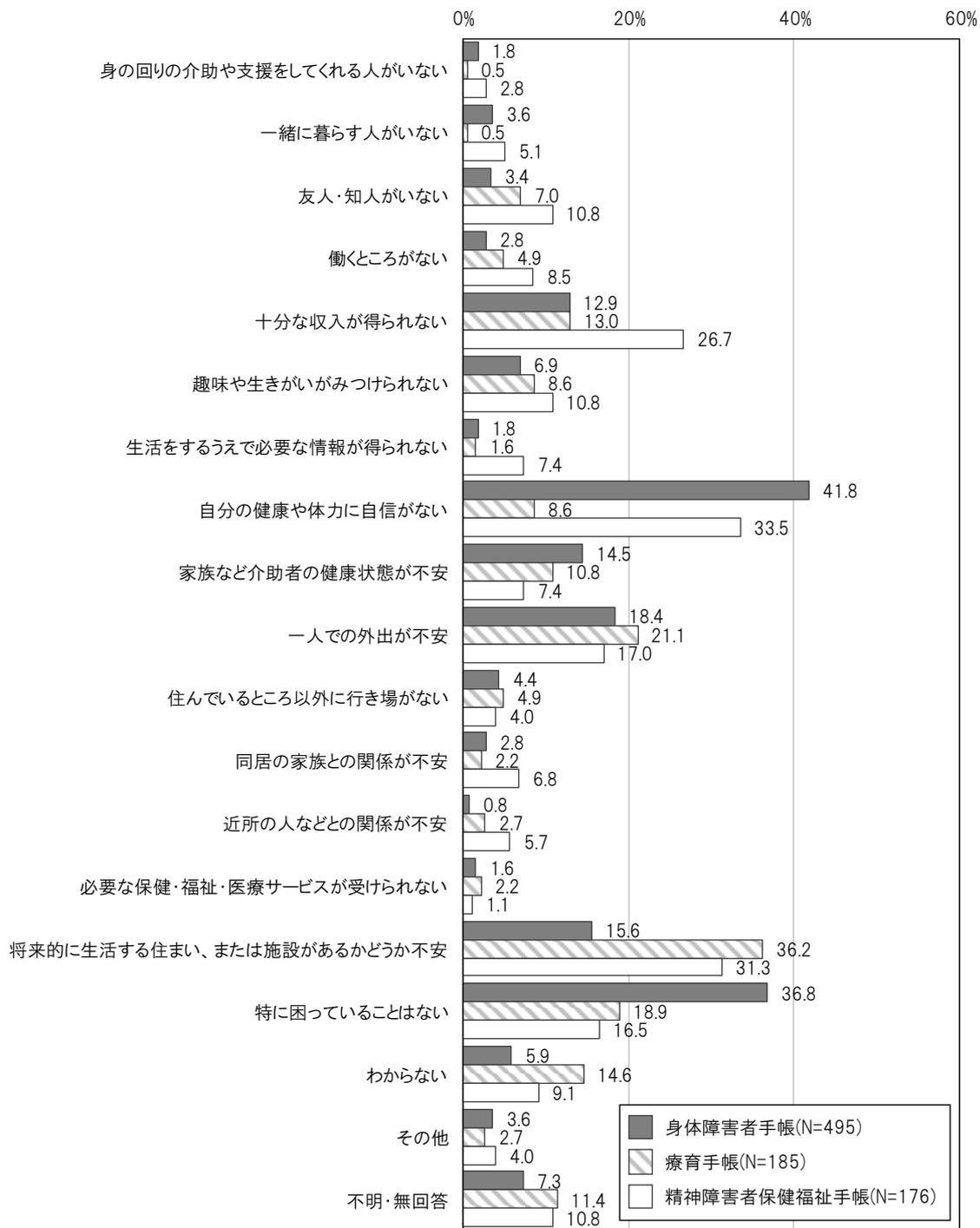
悩みや困ったことを相談する相手（機関）については、どの手帳も「家族・親戚」の割合が7割前後で最も高くなっています。次いで、身体障害者手帳所持者は「病院」、療育手帳所持者は「生活介護や就労継続支援B型事業所などのサービスを受けているところ」が高くなっています。精神障害者保健福祉手帳所持者についても、「病院」が2番目に高く、5割程度を占めています。また、「相談する人がいない、もしくは知らない」が1割程度となっています。

### ■差別や偏見、疎外感について



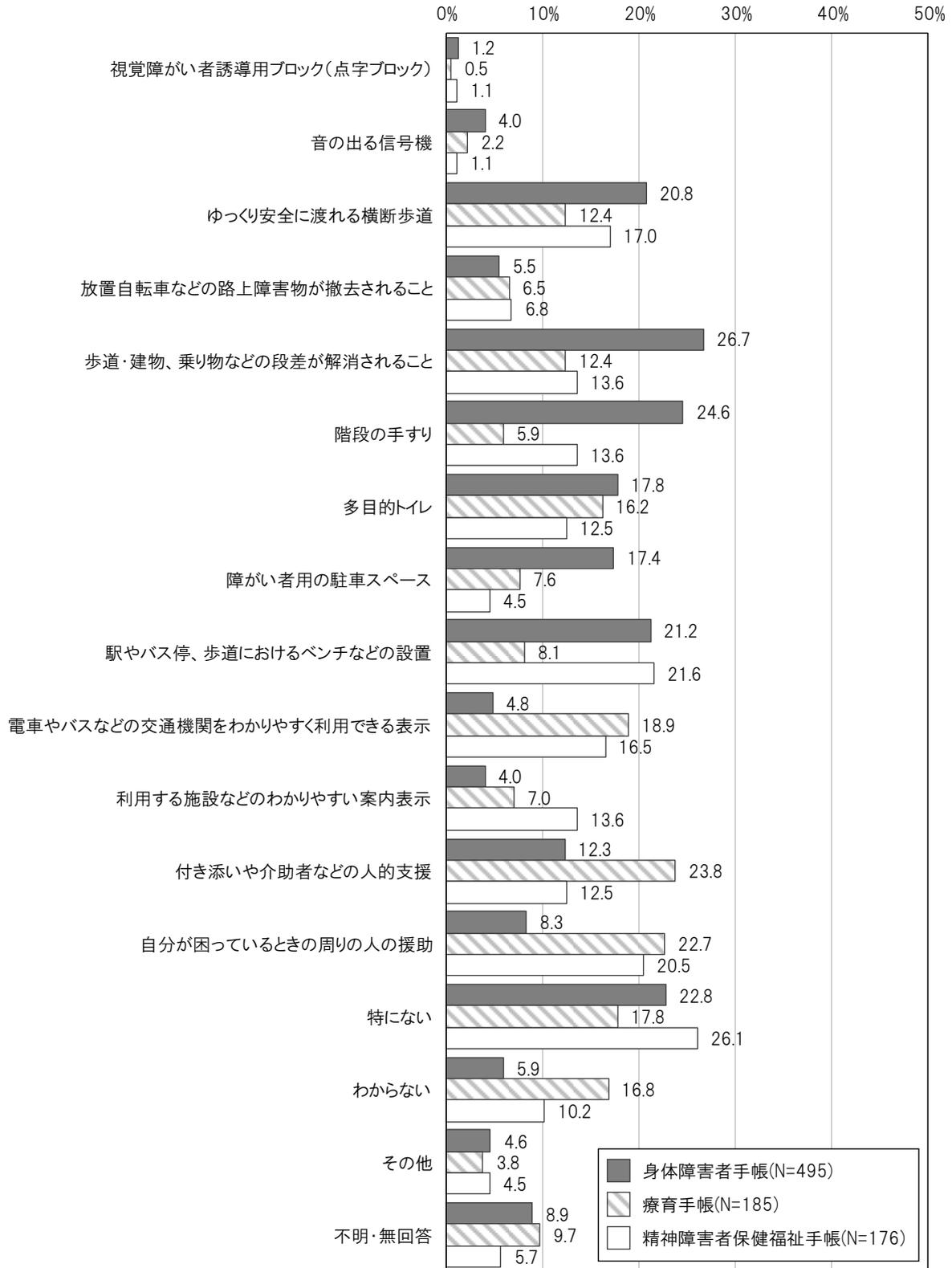
## ■生活の中で困っていること

〈複数回答〉



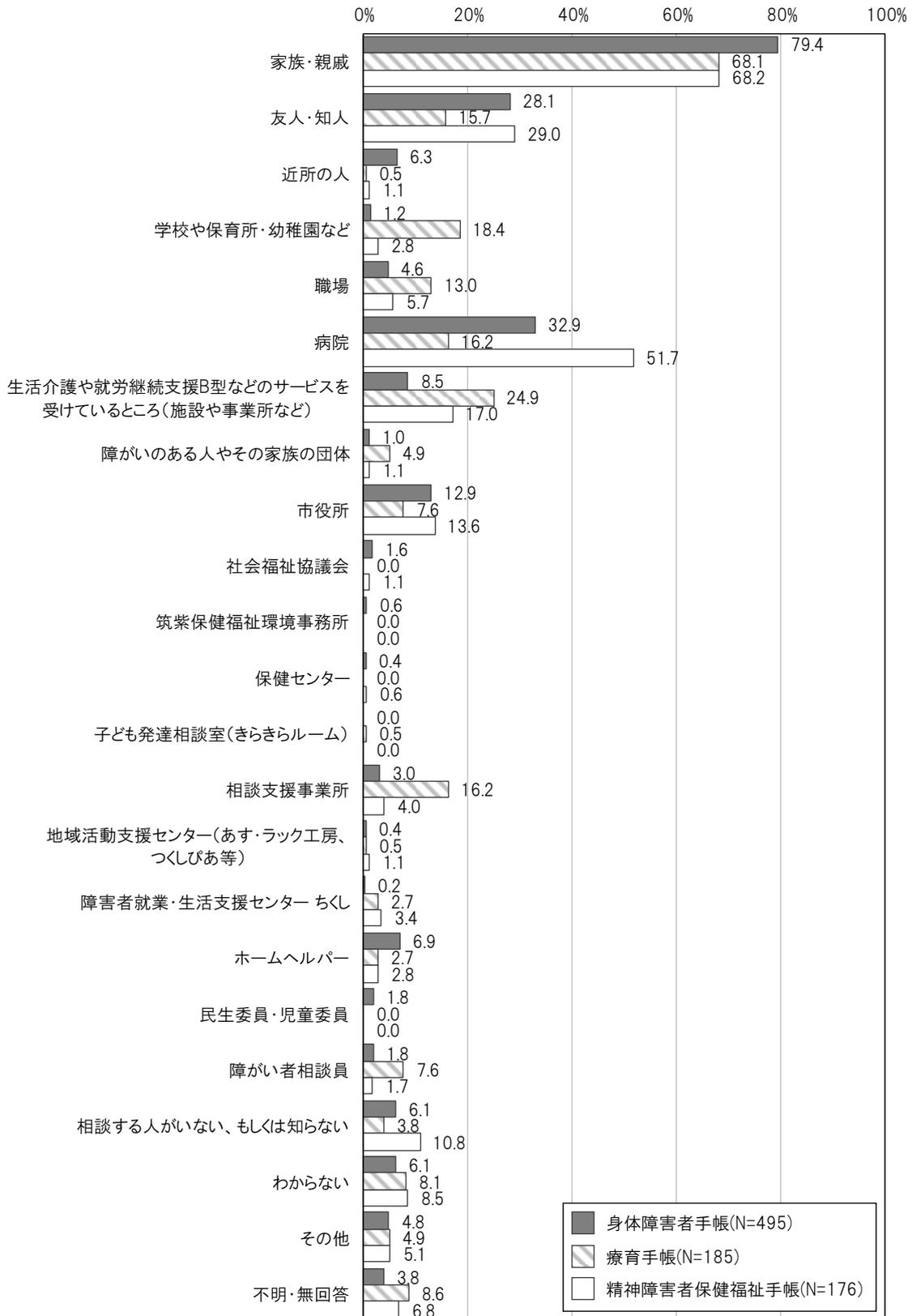
## ■外出するために充実してほしいこと

〈複数回答〉



## ■悩みや困ったことを相談する相手（機関）

〈複数回答〉

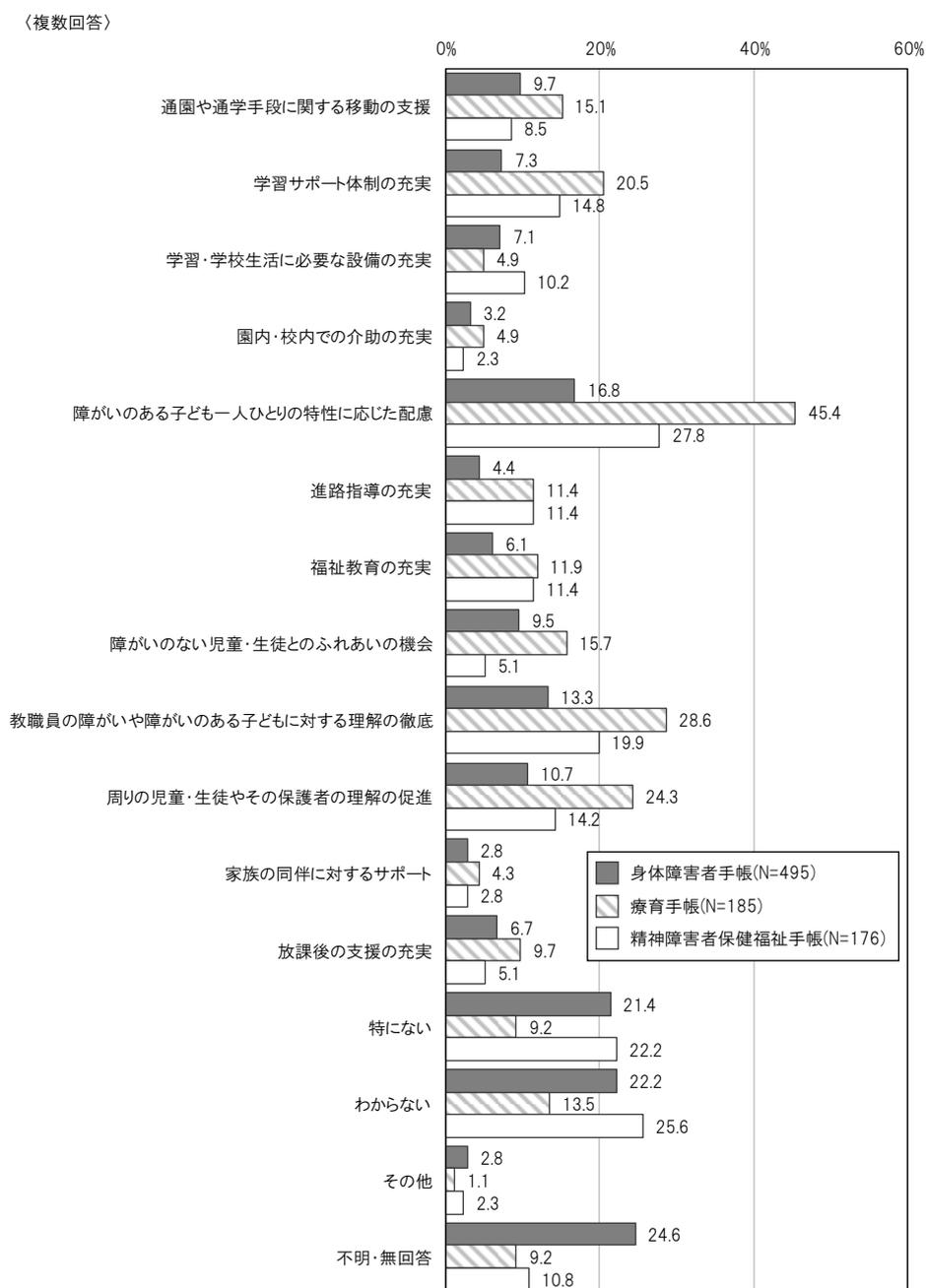


### (3) 教育について

学校や保育所・幼稚園で生活を送るうえで必要だと思うことについては、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は「障がいのある子ども一人ひとりの特性に応じた配慮」が最も高く、特に療育手帳所持者では4割半ばとなっています。

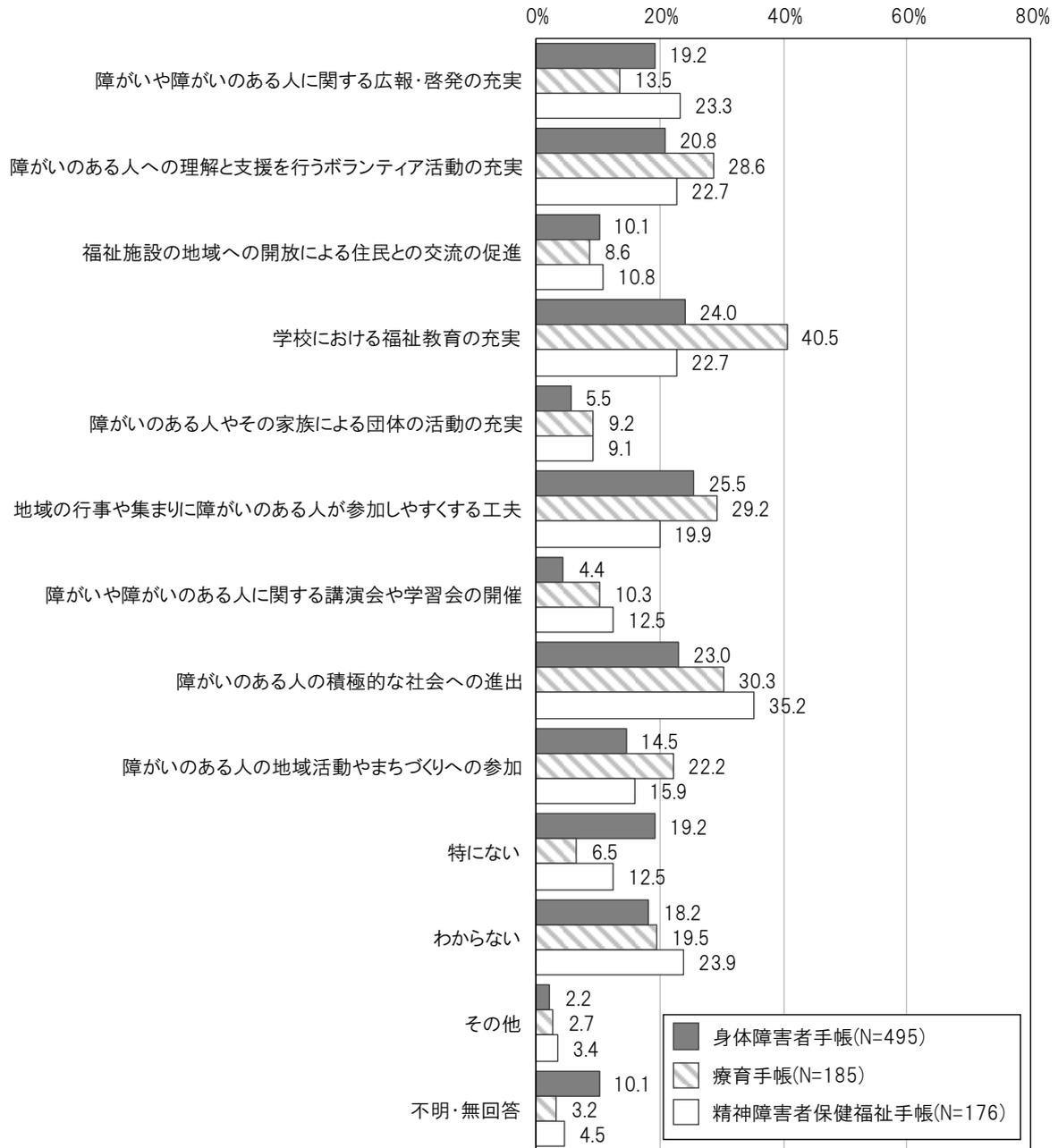
障がいのある人に対する市民の理解を深めるために必要だと思うことについては、身体障害者手帳所持者は「地域の行事や集まりに障がいのある人が参加しやすくする工夫」、療育手帳所持者は「学校における福祉教育の充実」、精神障害者保健福祉手帳所持者は「障がいのある人の積極的な社会への進出」が最も高くなっています。

#### ■学校や保育所・幼稚園での生活で必要だと思うこと



## ■障がいのある人に対する市民の理解を深めるために必要だと思うこと

〈複数回答〉



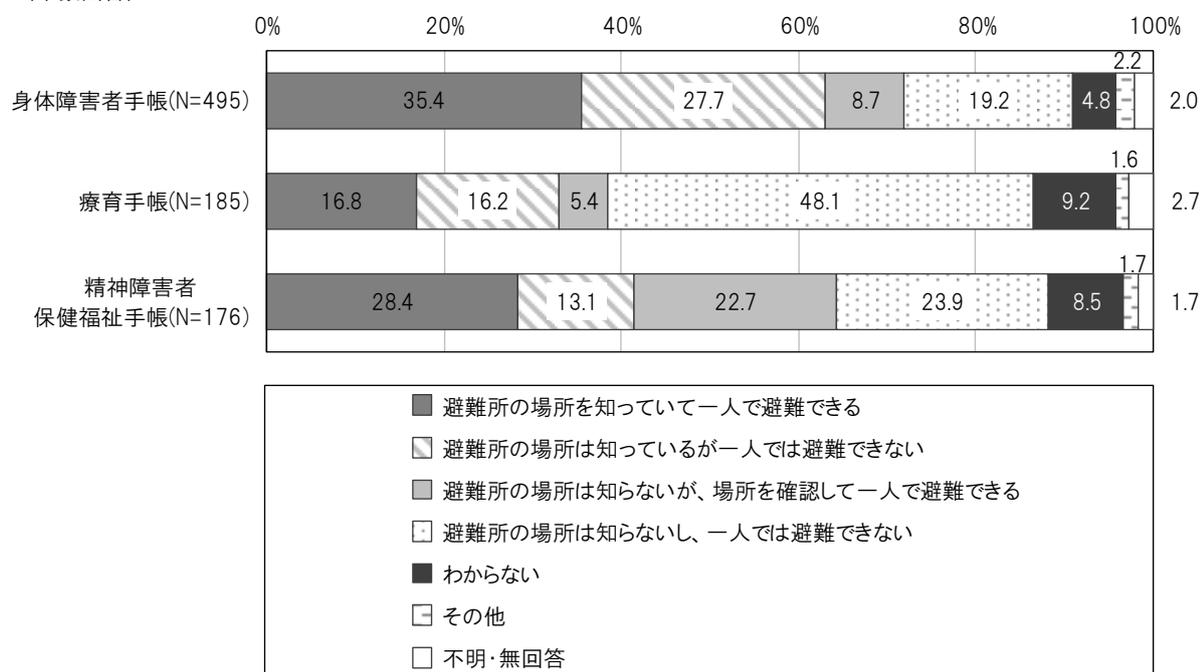
## (4) 安全・安心について

災害時に一人で避難できるかについては、身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は「避難所の場所を知っていて、一人で避難できる」が最も高くなっていますが、療育手帳所持者は「避難所の場所は知らないし、一人では避難できない」が最も高く、約5割となっています。

避難行動要支援者避難支援制度への登録については、療育手帳所持者の約4割が「登録したい」と回答しています。

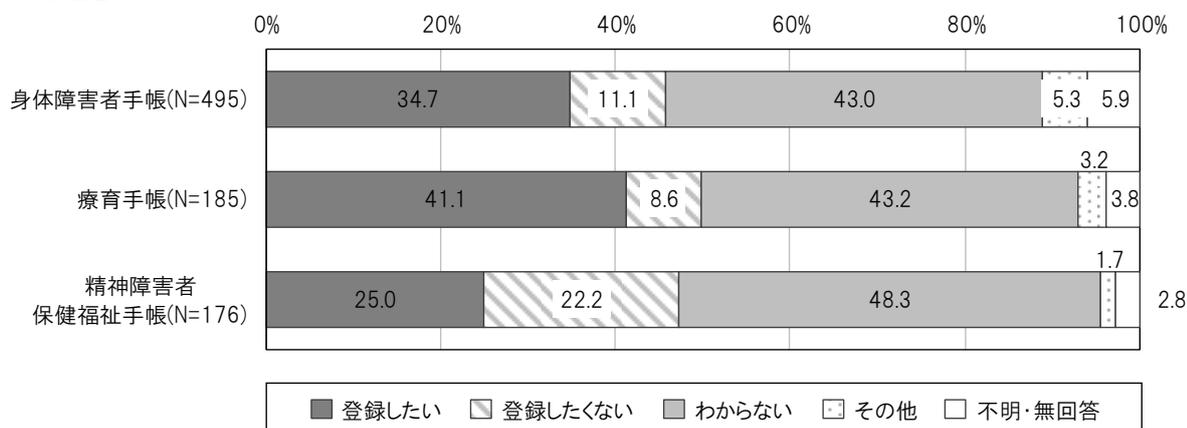
### ■一人で避難できるか

〈単数回答〉



### ■避難行動要支援者避難支援制度への登録について

〈単数回答〉

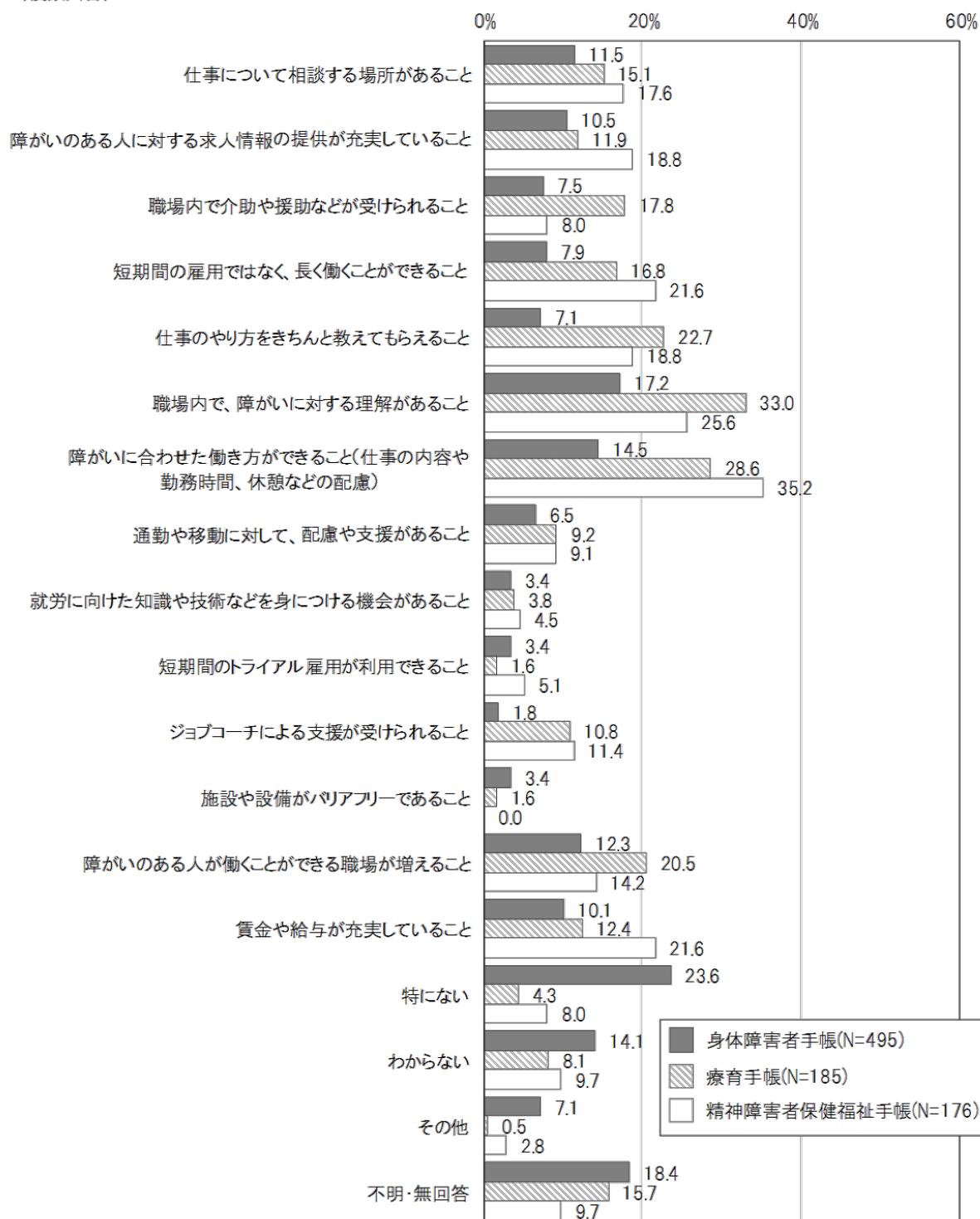


## (5) 雇用について

働く場合に希望する配慮については、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は、「職場内で障がいに対する理解があること」や「障がいに合わせた働き方ができること」が高くなっています。身体障害者手帳所持者は、「特にない」が最も高くなっています。

### ■働く場合、希望する配慮について

〈複数回答〉

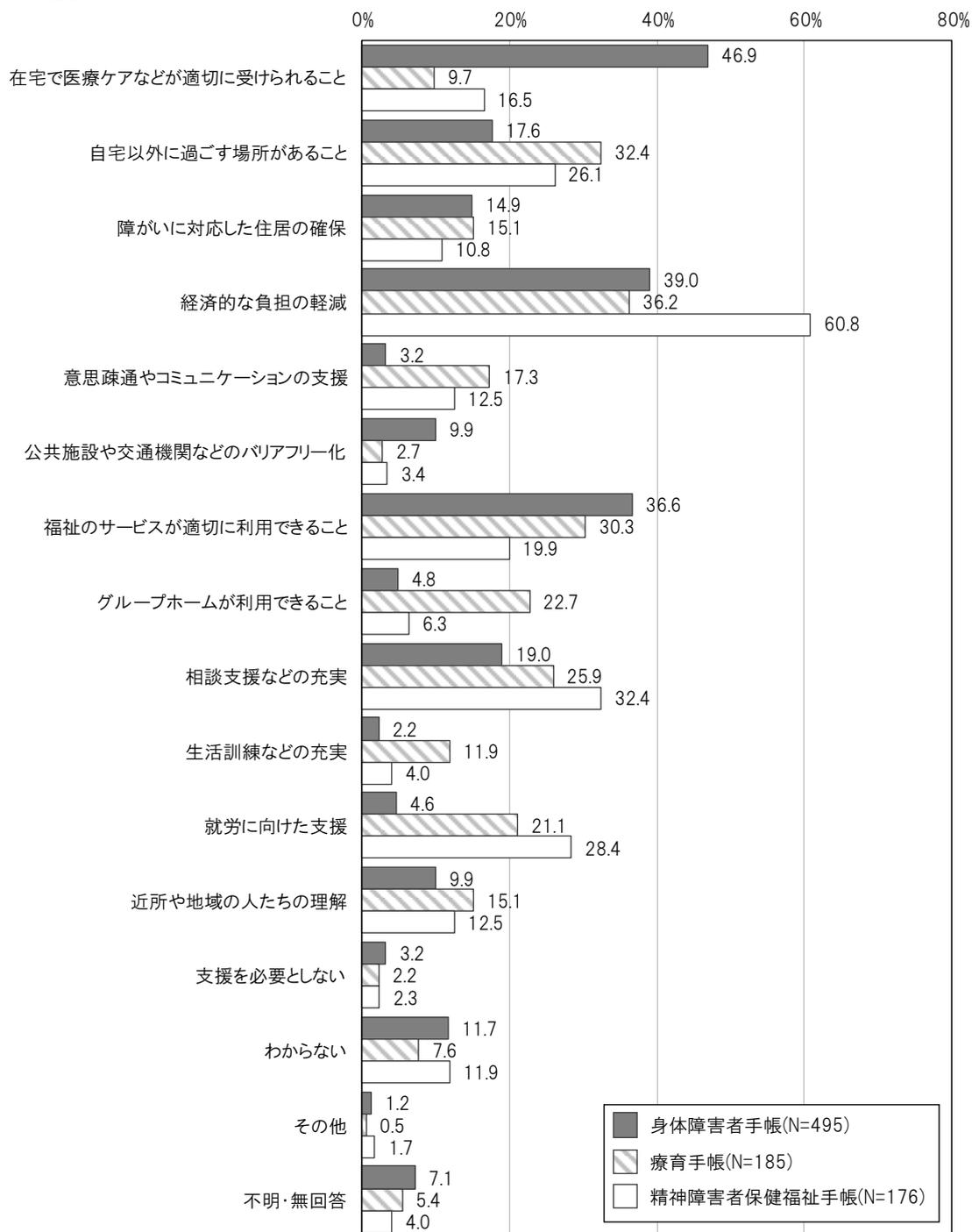


## (6) 暮らしについて

地域で生活する上で必要な支援については、身体障害者手帳所持者は「在宅で医療ケアが受けられること」が最も高くなっています。また、いずれの手帳所持者も、「経済的な負担の軽減」が高くなっています。

### ■地域で生活する上で必要な支援について

〈複数回答〉



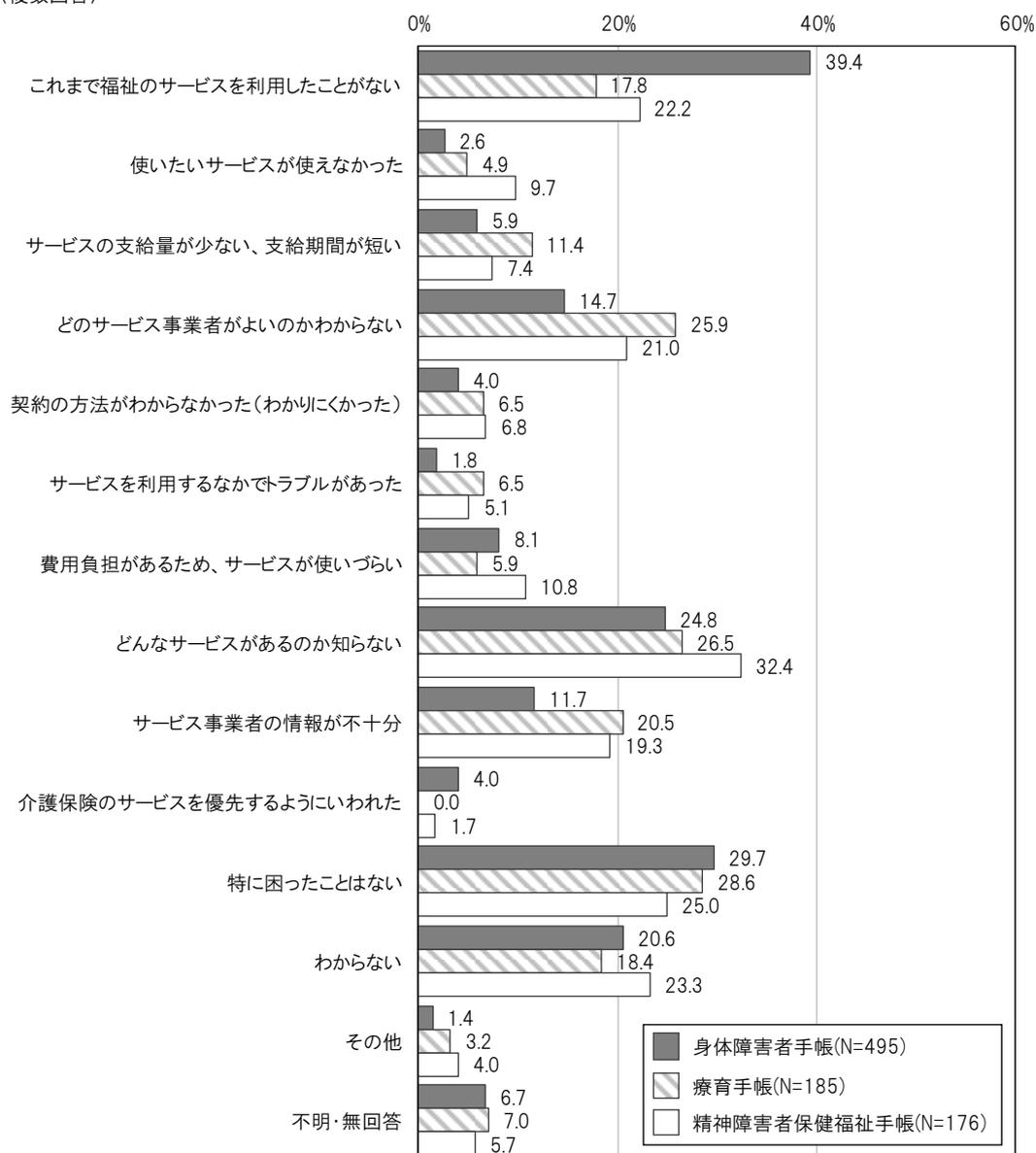
## (7) 福祉・保健・医療について

福祉サービスを利用するときに困ったことについては、身体障害者手帳所持者は「これまで福祉のサービスを利用したことがない」、療育手帳所持者では「特に困ったことはない」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「どんなサービスがあるのか知らない」が最も高くなっています。

保健や医療について困っていることについては、いずれの手帳所持者も「待ち時間が長い」が高くなっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では「医療費や交通費の負担が大きい」や「体調が悪くて通院できないことがある」がほかの手帳所持者に比べて高くなっています。

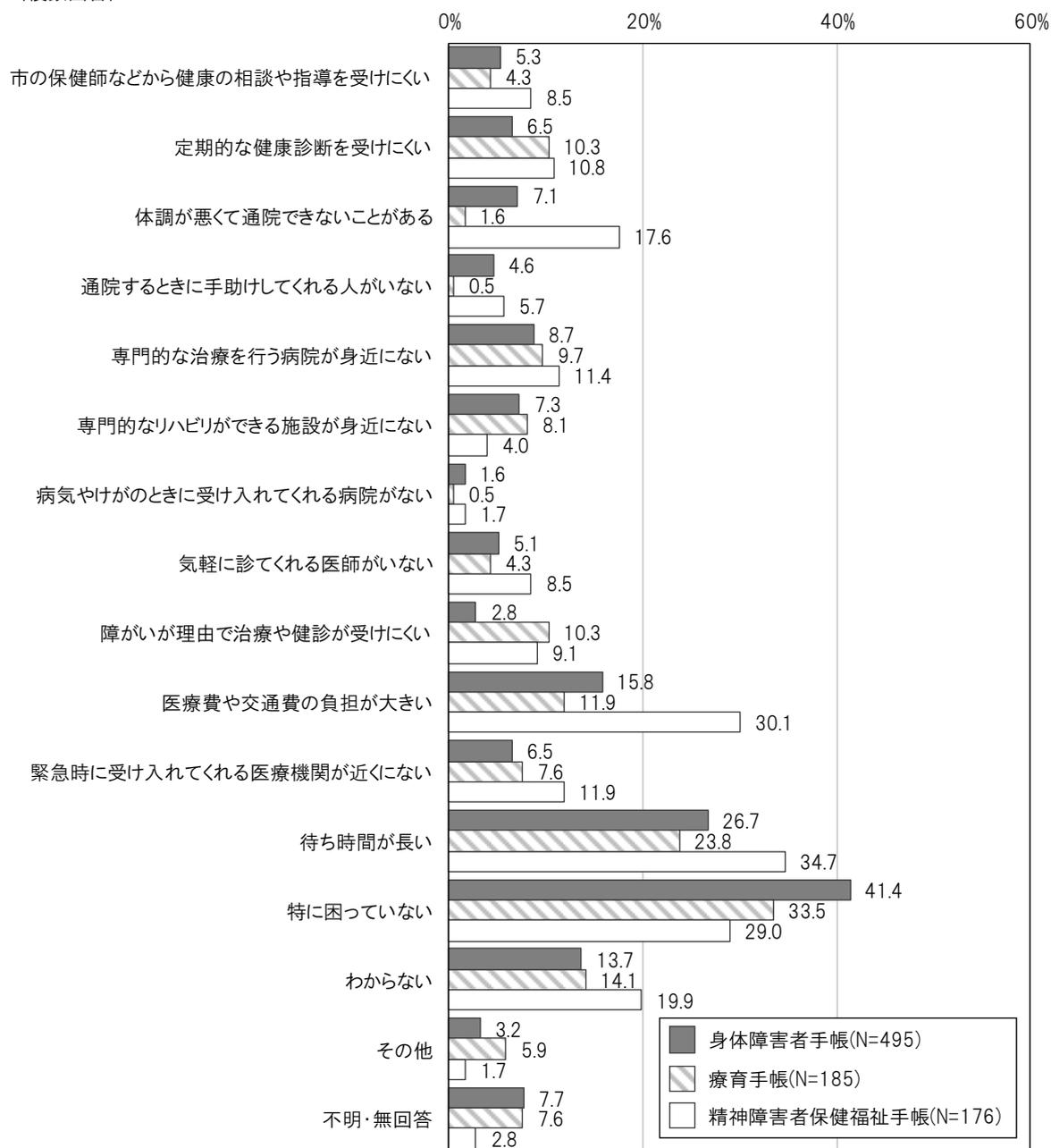
### ■福祉サービスを利用するときに困ったこと

〈複数回答〉



## ■保健や医療について困っていること

〈複数回答〉



## (8) 差別の解消や権利を守ることについて

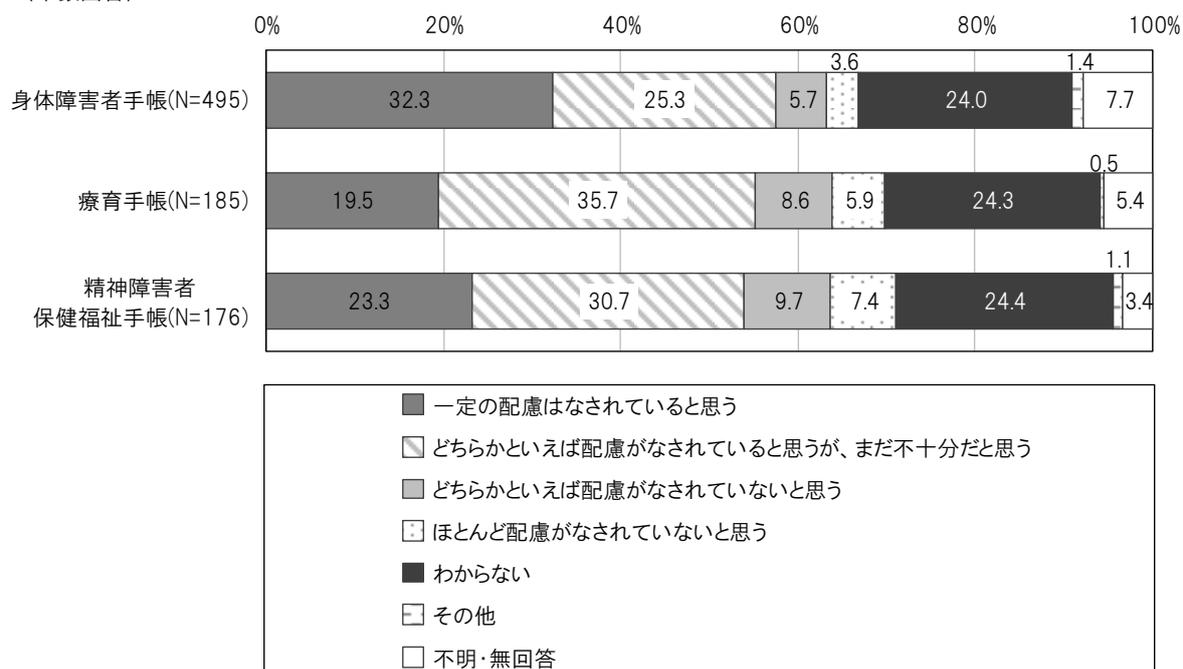
障がいのある人への配慮については、身体障害者手帳所持者は「一定の配慮はなされていると思う」が最も高くなっていますが、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は「どちらかといえば配慮がなされていると思うが、まだ不十分だと思う」が最も高くなっています。

公共施設（市役所など）が高齢者や障がいのある人などに配慮されていると思うかについては、いずれの手帳所持者でも、「そう思う（『そう思う』『ややそう思う』の合計）」が4割台、「そう思わない（『あまりそう思わない』『そう思わない』の合計）」が2割台となっています。

成年後見制度については、いずれの手帳所持者も「名前も内容も知っている」が最も高くなっています。療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は「名前も内容も知らない」が2割となっており、身体障害者手帳所持者に比べて高くなっています。

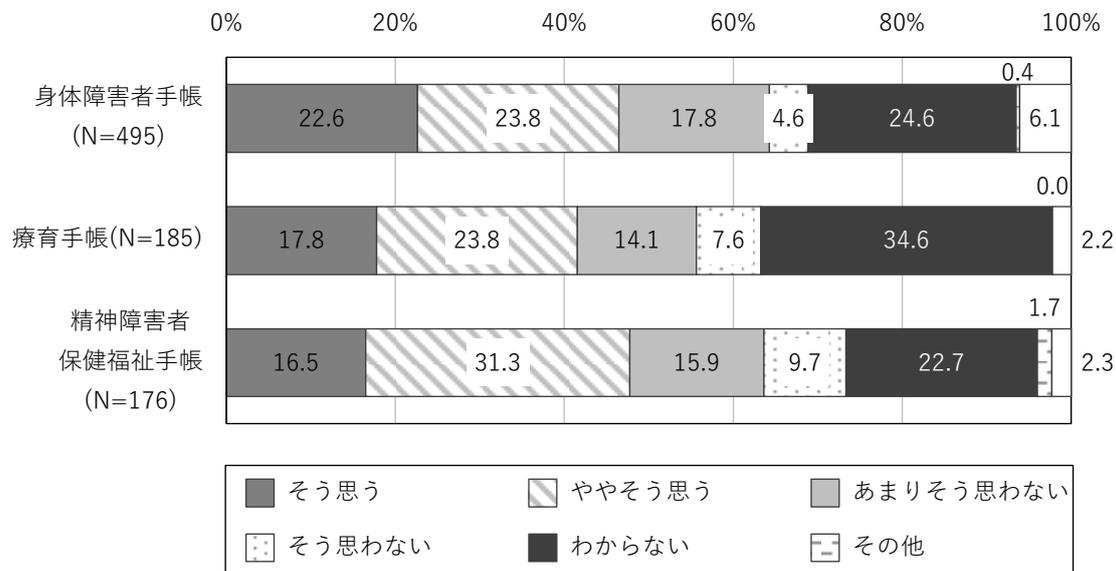
### ■障がいのある人への配慮の有無

〈単数回答〉



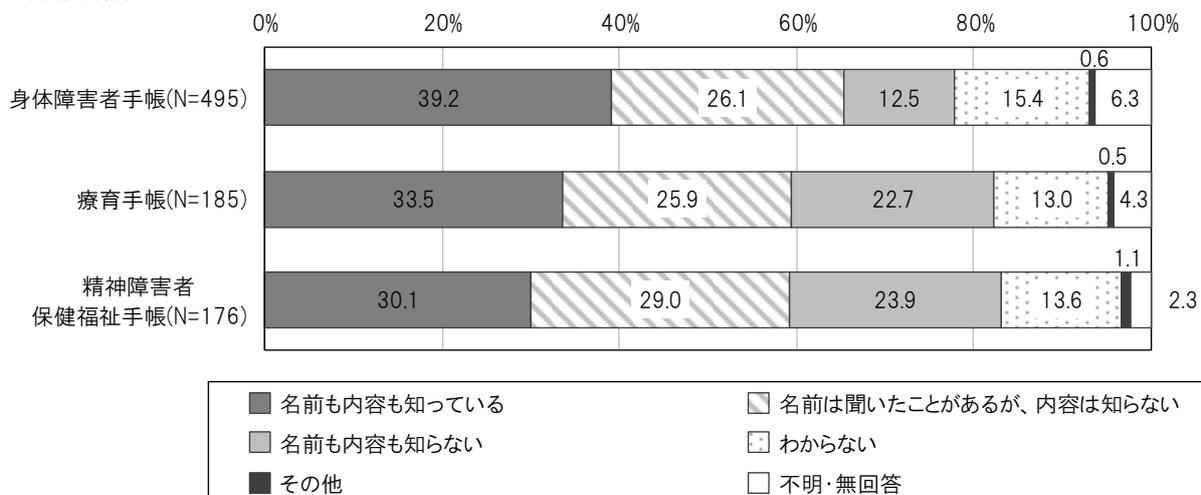
## ■公共施設が高齢者や障がいのある人に配慮されていると思うか

〈単数回答〉



## ■成年後見制度の認知度

〈単数回答〉

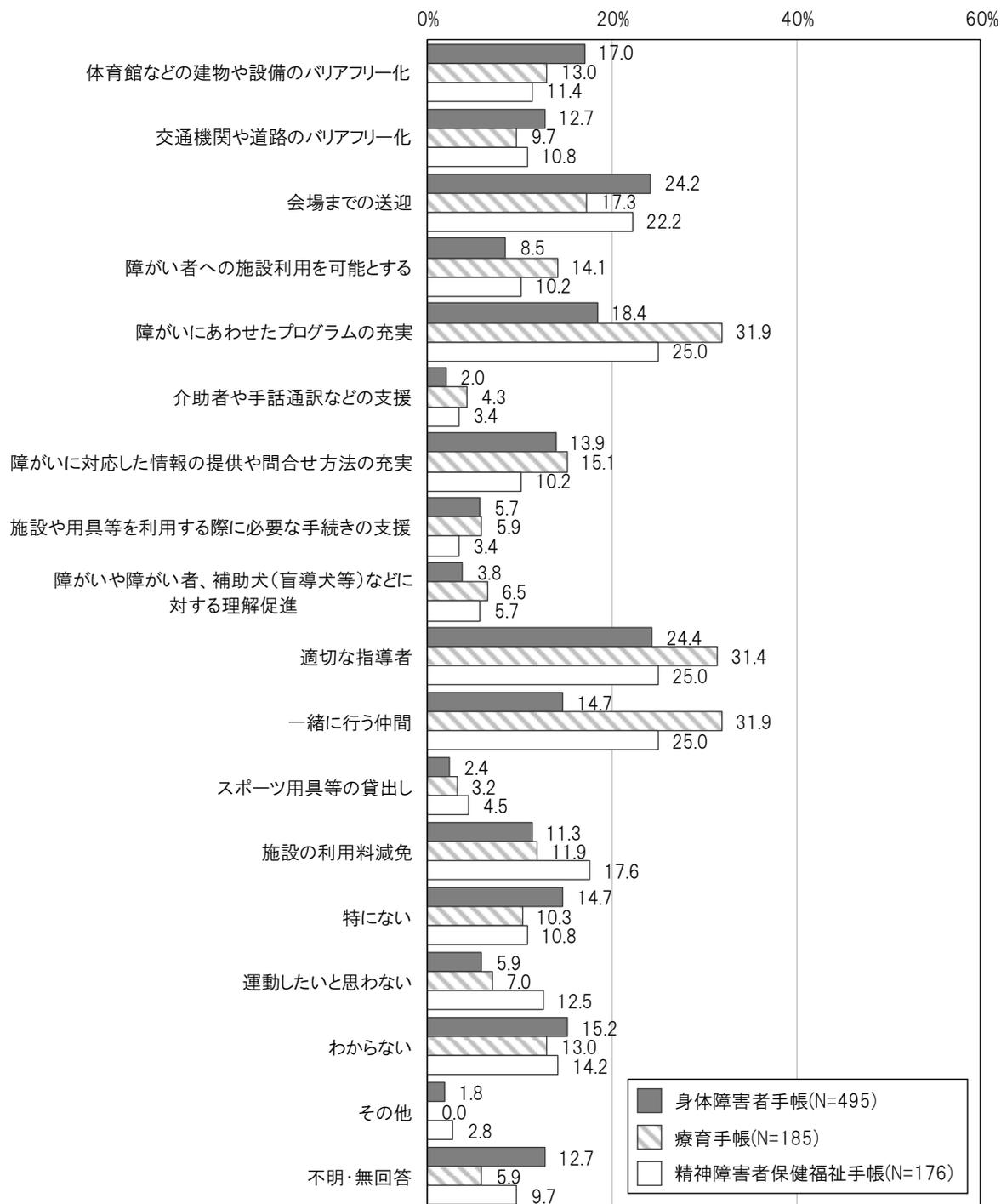


## (9) 運動・スポーツについて

障がいのある人が運動・スポーツを行う際に必要な支援については、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は「障がいにあわせたプログラムの充実」、「適切な指導者」、「一緒に行く仲間」が高くなっています。

### ■障がいのある人が運動・スポーツを行う際に必要な支援

〈複数回答〉



## 2 当事者団体・家族会調査結果からみる現状

※主な回答を抜粋しています

### (1) 障がい福祉に関する現状や課題、今後の方向性について

現状や問題点、課題	解決のために取り組むこと
●合理的配慮の促進…交通信号を音の出る方式に変える。	●合理的配慮の促進のためには、個人だけでなく公的機関・企業・団体等にその必要性をPRしてほしい。
●ボランティア活動の推進…なかなか手を挙げてくれる人が少ない。	●ボランティアとして協力してくれる人を捜しているがなかなか見つからない。市報等で必要性を取り上げ啓蒙してほしい。
●障がい者間の交流は盛んに行われているが障がいのない人同士の交流が少ない。	●障がい者理解を深めていただくため、民生委員、福祉委員等とコミュニケーションが取れる場を作してほしい。
●市内のお店やコンビニなど、今はマスクの着用で口話が見れない状況もあり、7月～ビニール袋が有料となり、何を聞かれているのか、状況がつかめない方も多いと思う。	●お店やコンビニといった、必要とするコミュニケーション内容をイラストや簡単な文字で、ゆび差しができるボードの設置があれば、コミュニケーションの障壁を緩和することができると思う。
●行政の福祉サービスはかなり整ってきているが、その実行については、まだ恩恵にあずかれそうな人にまだ支援の手が届いていない。	●市民に福祉サービスをさらに知ってもらう必要がある。そのためには市の広報に力を入れると共に、「福祉サービス相談会」みたいなことを実施したらどうか。
●避難行動要支援者の登録率が極めて低く、いざという時に助けてもらえない。	●要支援者登録制度を知らない人が多いので市の広報を積極的に行う。民生委員経由で登録用紙を配り集めてもらう。
●災害時避難所では、情報共有が原則。音声だけの情報伝達でなく、手話通訳や要約筆記の手配も整えていく。視覚障がい者は、外見から判断できるが、聴覚障がい者は、申し出がないと気づかないことも多い。特に被災者への連絡や配付物などの行動を伴う場合は、障がい者が情報不足で置いていかれないような配慮が必要。	●避難所に、目で見てわかるボードを準備しておく。(食事の配布など) ●難聴者用の筆談ボードの設置。 ●日常からコミュニケーション方法は、音声だけでなくことを意識して、住民にも啓発していく。スマホのアプリ利用や文字での伝え方の技術(文字力)を、災害時に主体となる人は学んでおく。災害対策会議などにもコミュニケーション支援を行う団体は加盟し、情報を共有していくことを求めたい。
●避難行動要支援者避難支援制度がどれくらい活用されているのか。実際に動けるものになっているのか。現状が把握できているとは思えない。	●隣組単位での自主防災グループをつくる。日頃の見守りも兼ね、顔が見える関係で個別の対応を考えておくことができる。
●企業側に障がい者等を雇用する意欲がない。	●受け入れ側の理解を得るよう施設と企業の話合いの場を市の音頭で開催する。 ●企業に対して、障がい者種別の合理的配慮がわかるパンフレットを作成し、配布する。(手話通訳と要約筆記の希望を確認するべき)
●寝たきりの障がい児がおられるが、現状がまったくわからない。お困りごとが色々おありだと思われる。	●本人と家族のみで悩まないで行政、社協、支援学校で手を差し伸べる。(定期的相談会を開催する)
●健康診断時の情報保障について。医師からの説明は、聞こえる立場でもわかりづらいこともある。難しい病名や医療用語など。	●健康診断時に本人が通訳者を手配しないと行けないが、実施する所が準備するべきだと思う。事前に申込書の欄に配慮する項目をつけるべきだと思う。(手話通訳・要約筆記)
●スポーツへの参加について、意欲はあるが参加の仕方がわからない。	●参加のためのパンフレットを作成。 ●ヨガや水泳など障がい者向けの教室を開発する。
●芸術鑑賞などの展示館では、ほとんどが音声文字による解説だったりする。聞こえない人は音声はもちろん、文字の読み書きが苦手な方もいる。	●タブレットによる解説の場合、手話付きがあればいいと思う。字幕か手話と選べたりできるとよい。

## (2) 障がい福祉サービスの提供について

◇不足していると思うサービス

単位：件、%

サービス名	回答	サービス名	回答
居宅介護（ホームヘルプ）	-	地域移行支援	-
重度訪問介護	-	地域定着支援	-
同行援護	2(33.3)	児童発達支援（医療型児童発達支援）	1(16.7)
行動援護	-	放課後等デイサービス	-
重度障害者等包括支援	1(16.7)	保育所等訪問支援	-
生活介護	1(16.7)	居宅訪問型児童発達支援	1(16.7)
自立訓練（機能訓練、生活訓練）	2(33.3)	成年後見制度利用支援	-
就労移行支援	-	相談支援	-
就労継続支援（A型・B型）	-	手話通訳・要約筆記者派遣	2(33.3)
就労定着支援	-	入院時コミュニケーション支援	-
療養介護	-	日常生活用具等給付	1(16.7)
短気入所（ショートステイ）	1(16.7)	移動支援	1(16.7)
自立生活援助	1(16.7)	地域活動支援センター	-
共同生活援助（グループホーム）	3(50.0)	日中一時支援	-
施設入所支援	1(16.7)	訪問入浴	-
計画相談支援・障がい児相談支援	-	重度障がい者等入院時コミュニケーション支援	-

◇早急に確保すべきサービス、確保に向けたアイデア

特に確保を進めてほしいサービス （名称）	不足していると感じる理由、確保に向けた アイデアなど
交通信号の音声化	計画的に実施してほしい。
相談会	医療、保健、リハビリ、福祉サービス全般に関する相談会を年2回程度開催したい。
障がい者、障がい者施設向け防災学習会	福祉ネットワーク会議で学習の機会を。（協議会で行った調査結果を皆さんに報告することはできる）
同行援護	いつでも、どこへでも利用できるサービス。
グループホーム	障がいを共に乗り越え、共に生活できる場が不足している。
遠隔手話（要約）通訳事業	タブレットの準備、ネット環境の整備。
ショートステイ	利用したいと思い調べたが受けてくださる所がありませんでした。

### 3 事業所調査結果からみる現状

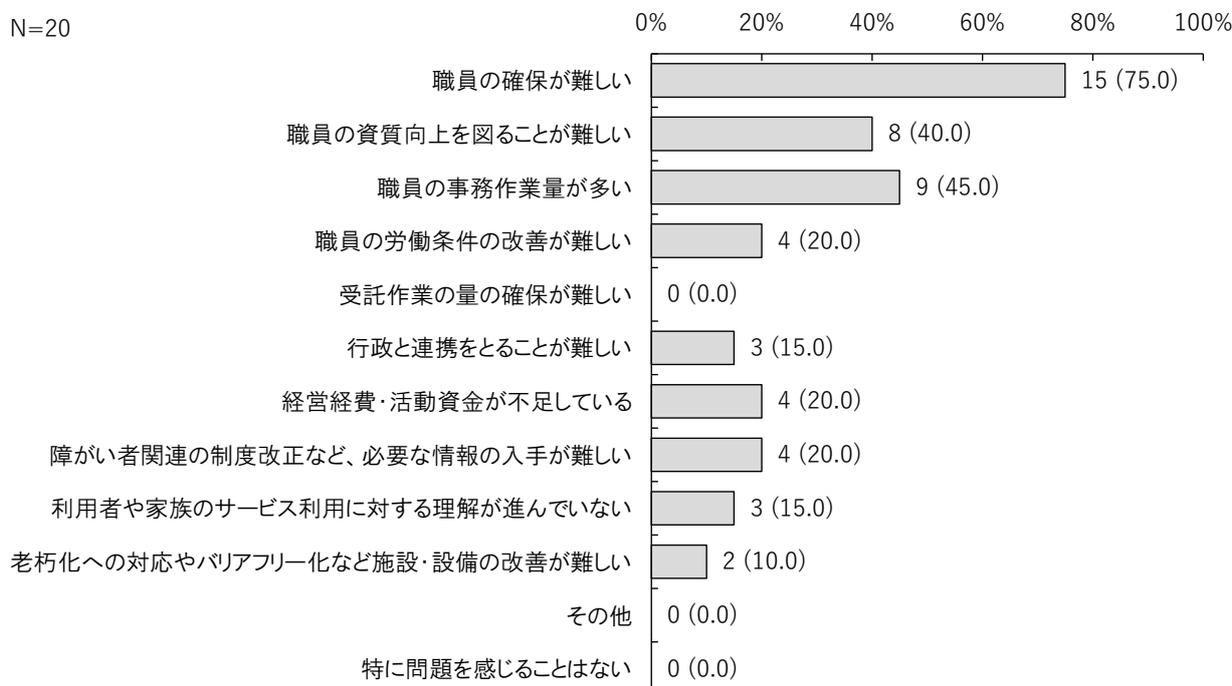
#### (1) 活動上の課題や今後について

事業の運営を進めていく上での課題や問題についてみると、「職員の確保が難しい」が15件(75.0%)と最も高く、次いで「職員の事務作業量が多い」が9件(45.0%)、「職員の資質向上を図ることが難しい」が8件(40.0%)となっています。

事業を運営する中で、連携・協力している機関や団体についてみると、「専門機関や事業者等」が17件(85.0%)と最も高く、次いで「NPOやボランティア等」が6件(30.0%)、「ご近所や地域組織等」が5件(25.0%)となっています。

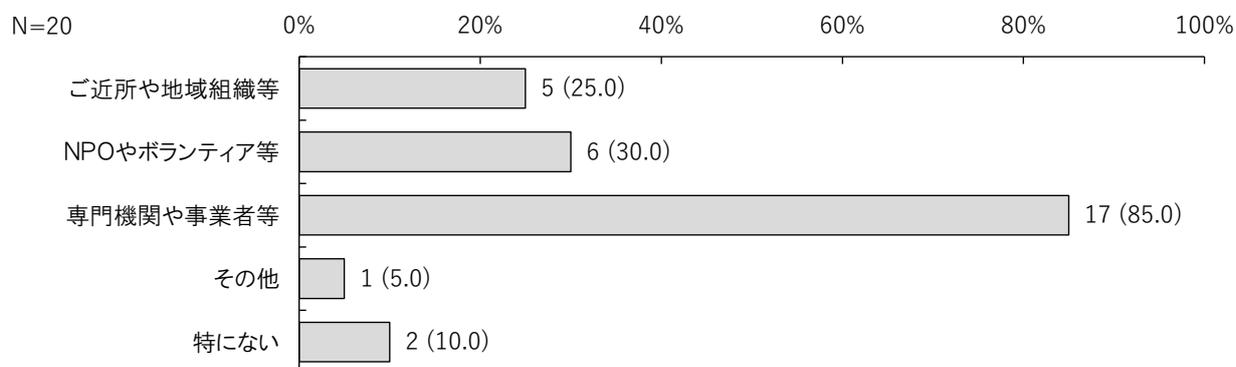
■事業を進めていく上で感じる課題や問題

単位：件(%)



■連携・協力している機関や団体

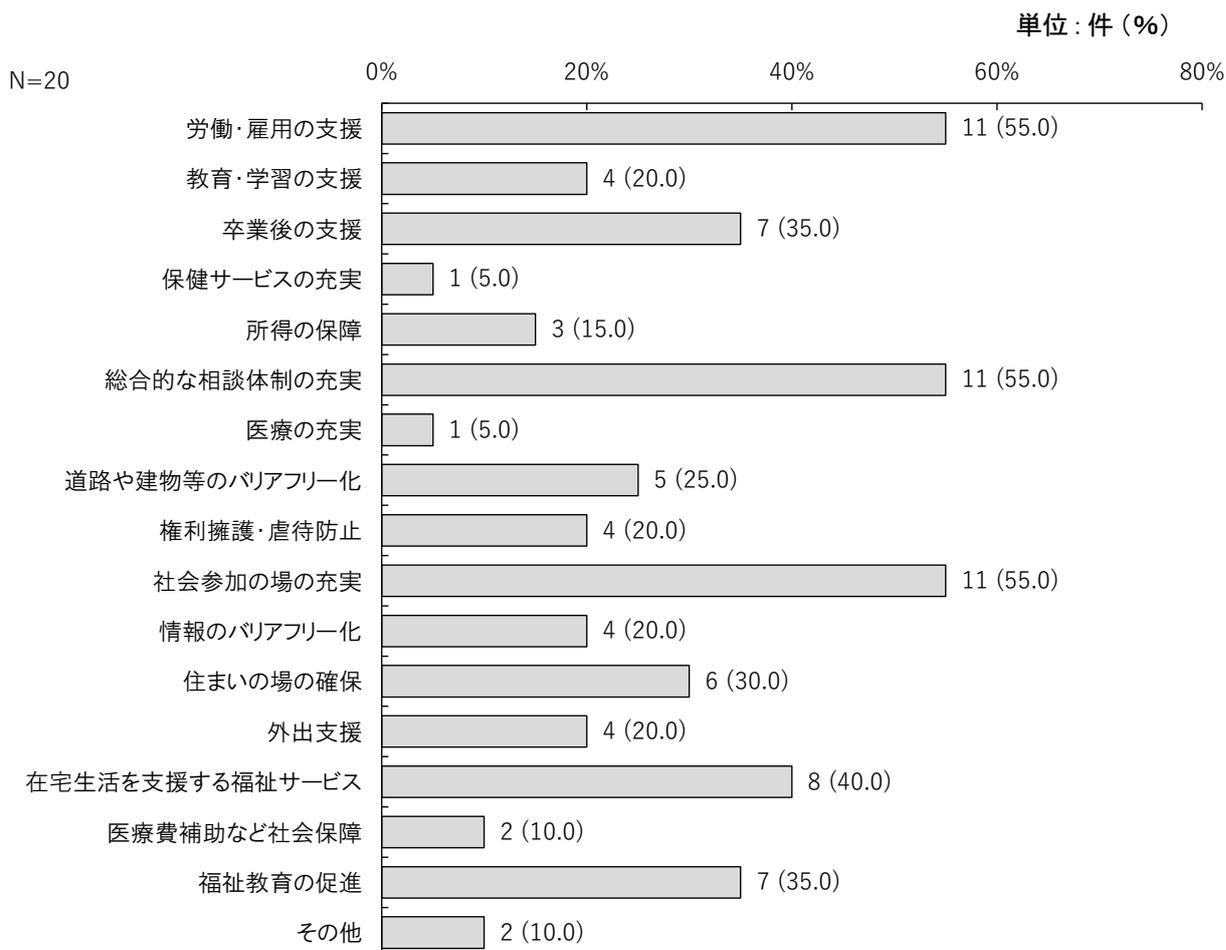
単位：件(%)



## (2) 太宰府市の障がい福祉について

太宰府市が障がいがあっても暮らしやすいまちになるために、重点的に取り組むことが必要な分野についてみると、「労働・雇用の支援」「総合的な相談体制の充実」「社会参加の場の充実」が11件(55.0%)と最も高く、次いで「在宅生活を支援する福祉サービス」が8件(40.0%)、「卒業後の支援」「福祉教育の促進」が7件(35.0%)となっています。

### ■障がいがあっても暮らしやすいまちになるために重点的に取り組むこと



◇障がい福祉を進めていくために必要なこと

※主な回答を抜粋しています

労働・雇用の支援
●卒業後の支援がまだまだ充実しておらず、情報も少ないため、市、学校、事業所間の関係の拡大。
●安心して自分に合った環境での就労について、年齢問わず総合的な支援窓口があればよいと考える。
●卒業後の進路の選択肢が非常に少ないので情報共有できる場を（学校も含め）作ってほしい。
●切れ目のない支援ができるよう18歳までの児童福祉法によるサービスと就労支援関連の事業所がつながりやすくなる工夫が必要。
●障がい者を雇用したいと思う雇用者側にも不安があり、また相談できる場所もなければ継続が難しい。まずは企業を含めた異業種交流を。
教育・学習の支援
●教育機関と福祉の連携。学校とデイサービス、幼稚園、保育園と児童発達支援。
卒業後の支援
●卒業後の情報がいただけるよう法の枠を超えたシステムがあるとよい。
●生活介護、就労B、A等の帰宅時間が早いので、その後の支援をどうにかしてほしいと言う声をよく聞く。
所得の保障
●財政状況によりますが、市単独の財政支援。（ベーシックインカム的な方法）
総合的な相談体制の充実
●同じ障がいを持つ人たちとコミュニケーションの場がない。また、性的悩みを持つ人の相談場所がない。
●相談員がいない利用者さんが、太宰府では多い。問題等があった時、介入できる人がいないので、困っている利用者の方は多くいると思う。
●相談支援をしていて、ご本人だけでなく父・母・家族に支援が必要なことがある。そういう時に必要な関係機関が協力して、チーム支援ができる体制が必要。
●相談ができない埋もれた方々への支援の働きかけが必要。アウトリーチなどの動きある相談と、それを受けられる相談機関の窓口の設置。
道路や建物等のバリアフリー化
●観光客が多く、車イスの人は外出するのでさえ大変な気がする。今は減少していると思うが、車イスの人でも通りやすいように工夫すべきだと思う。
権利擁護・虐待防止
●“心のバリアフリー”とよく言われるが、人権意識の全体的な向上と虐待防止のための啓発をすすめなければ、暮らしやすいまちとは言いがたいと思う。
社会参加の場の充実
●卒業後のみならず、障がいを持つ人々が社会の協力のもと、自信を持って活躍できる場がほしい。学生時代からの取り組みとしても求められている。
●障がい者、精神、知的障がい者などが個々の性格や性質にあった作業所の数が少ない気がする。
●障がいがある方とない方が参加できるイベントの開催など、多くの方が交流できる機会。
●大人の利用者さんとともにちょっとしたイベントにも参加したいが曜日、種類も少ない。
情報のバリアフリー化
●事業者、利用者、地域関係団体間の情報共有整備をお願いしたい。
●制度の簡素化。情報共有（正確性、最新性）の仕組み。→ネット等によるデータベース統一とリアルタイム更新。
住まいの場の確保
●親亡き後、1人で生活できない人を受け入れる所。グループホームや入所施設が少ない。

<b>外出支援</b>
●移動支援の対象者の見直し、施設利用者に対する取組。
<b>在宅生活を支援する福祉サービス</b>
●聴覚、視覚障がいの方々が安心して生活できる環境が少ないと感じている。グループホームもないのが現状。
●家族がいるから、家族で介護できるというのは、現状の共働き家庭や兄弟児がいる家庭では厳しいと思う。入浴だけでも毎日入れるよう支援（支給時間）をしてほしい。
●家族負担による支援の軽減のためにも、在宅支援は必要であり、個々の生活状況やこれから先の生活不安を一緒に考えるホーム相談が継続的に行われる体制。
<b>医療費補助など社会保障</b>
●中学生までの医療費免除。
<b>福祉教育の促進</b>
●福祉教育促進において、障がい者の持つ個性に伴う知識やスキル向上などもっと必要と感じている。手話、点字も含む。
●小中学生の体験学習など最近は積極的ですが、「ユニバーサル」の考えをもとに誰もが暮らしやすいまちづくりをするには、教育は不可欠なものと思う。
●学童期から障がいの事を理解できる教育や、障がい者と触れ合う機会が増えることが望ましい。

### (3) その他

#### ◇新型コロナウイルスの影響と今後の課題

※主な回答を抜粋しています

<b>障がいのある子どもへの支援に関すること</b>
●放課後等デイサービス運営において、学校との連携が重要かと思う。今回の臨時休校時の対応等、苦慮した。（太宰府市隣接地区等、学校単位により休校等の対応の違い等）
●放課後等デイサービスなど、児童生徒が利用するサービスでは、3密を避ける工夫に大変苦労した。マスクの着用が難しい子、十分な手洗いができない子、外出をしないと落ち着かない子など様々。今後、密にならない環境で活動をするために、とびうめアリーナ等の広いスペースを事業所単位で利用できるとよい。
<b>緊急事態宣言、感染症流行下での支援方針の統一</b>
●児童・生徒たちの発達に滞りがないよう在宅支援を充実させたが、国や県・市の在宅支援に対する指針が明確でなく、事業所ごとに考え方や捉え方が異なっていた。子どもたちのために今後、感染拡大や非常事態宣言下での支援の在り方など、統一した方針が必要である。
●利用者の方々の不安軽減のために緊急事態宣言時のB型の在宅支援は大変有益性であったと感じた。しかし、グループホームなど集団生活での発症を想定するとの様な対策、対応が必要かが見えない。自立支援協議会などで、保健所を交えた、発症時の対策、対応のマニュアルなどを考案していただきたい。
<b>その他、関係機関との連携や支援にあたっての課題</b>
●業務を行うにあたり、会議の招集に困る。オンラインでの会議など安全かつ、効率的な会議開催を希望する。行政の支援として、リモートで会議参加できるデバイス等を設置した場所を設けるなど、各機関との連携が円滑に図れる体制を求める。
●ひとり暮らしの利用者の方もいるので、感染してもわからない、もしくは言わない（介助者が必要なため）ケースもあると思う。また、職員一人でも感染者が出てしまうと、今度は逆にサービスに行くことができない。ひとり暮らしの利用者さんの場合、どこに相談すべきか、どのように対応すべきか教えていただきたい。
●今回のコロナに対する給付金が設けられているが、すべての給付金対象条件が「前年度の同月より減収した…」とある。当事業所は売上を上げるように努力しているので、昨年度と比較すると減収はしていないが目標通りには上がっていない。行政の（国の）支援と現場の現状とが食い違うことが多く、何の対象にも当てはまらずに困っている。
●外出自粛を求められる状況の中で、支援に行かないと事業所は存続ができなくなるが、移動支援で外出に行くことも厳しいので非常に悩ましく思う。

## 第6節 課題の整理

---

### 1. 権利を守っていきます

#### 【障がいのある人への理解促進】

広報や情報媒体、講演会、学校教育等を通じて、障がいのある人に対する理解と認識を深める取組を進めてきました。アンケート調査では、日常生活において差別や偏見を感じたり、疎外感があるかどうかについて、「よく感じる」割合が前回調査時よりも1.6ポイントとわずかですが減少しました。「まったく感じない」割合も3.3ポイント上昇し、少しずつですが、障がいのある人に対する理解が進んでいる状況がうかがえます。

また、教育分野では、学校や保育所・幼稚園で生活を送るうえで必要だということについて、「障がいのある子ども一人ひとりの特性に応じた配慮」が高くなっています。今後は、子どもたちが体験を通して障がいの特性を学べる機会づくりや教職員等指導者への理解促進を強化することが求められます。

しかしながら、日ごろの生活で障がいのある人への配慮について、不十分だと感じている人や、配慮がなされていないと感じる人が4割程度おり、さらに障がいのある人への理解を促進する取組が求められます。

#### 【合理的配慮についての周知・啓発】

アンケート調査では、公共施設（市役所など）が高齢者や障がいのある人に配慮していないと感じている人が2割程度になっています。当事者団体調査では、視覚障がい者のために横断歩道に音で知らせる信号機を設置することや、話せなくてもイラストや文字を指してコミュニケーションができるボードを商業施設等に設置するなど合理的配慮を求める声が挙がっています。生活のあらゆる場面で合理的配慮が受けられるように、市民や事業者に対する周知・啓発が求められます。

## 2. 自分らしい自立した生活を支援していきます

### 【必要な人に必要な情報を届けるための情報提供】

アンケート調査では、福祉サービスの情報の入手について、身体障害者手帳所持者と療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者はそれぞれ、情報の主な入手方法が異なっています。また、前回調査時よりも「インターネット」が増えています。障がいの内容に応じた情報提供のあり方や、アクセスしやすい情報ツールを検討していく必要があります。

また、アンケート調査では、サービスを利用するときの困りごとについて、「どんなサービスがあるのか知らない」が27.0%となっています。団体調査では「福祉サービス相談会のようなものを実施してはどうか」という提案もありました。必要な人に必要な情報が届くように、情報提供について研究する必要があります。

### 【住み慣れた地域で自立した生活を送るための住まい・支援の充実】

アンケート調査では、福祉サービスの利用について、ごくわずかですが、「使いたいサービスが使えなかった」、「支給量が少ない」の回答があります。団体調査では、特に「共同生活援助（グループホーム）」や「同行援護」、「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」、「手話通訳・要約筆記」が不足していると回答しています。そのように感じる背景や理由を分析し、適切に利用できるようにすることが求められます。

アンケート調査では、生活の中で困っていることや不安なことについて、療育手帳所持者の36.2%、精神障害者保健福祉手帳所持者の31.3%が「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」と回答しています。また、日常生活自立支援事業「ほのぼのサービス」について、「名前も内容も知らない」が半数以上となっています。住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、住まいの確保や生活援助の充実に向けた取組を推進することが求められます。

### 【障がいの特性を理解した医療の提供】

アンケート調査では、保健・医療について、療育手帳所持者の10.3%が「障がいが理由で治療や健診が受けにくい」と回答しています。その他回答で、「自閉症でコミュニケーションが難しく、本人の不安を軽減させながら上手に対応してくれる医療機関がない」や、「体調を伝えることが苦手なため、初めて行った病院の先生にうまく伝えることができない」などが挙げられています。医師や医療機関のスタッフが障がいの特性を理解した対応が行えるような啓発が求められます。

また、新型コロナウイルスの感染が懸念されるなかで、発熱や感染症で受診する際の付き添いや介助のあり方について、「介助者が不安を感じる」という声が団体調査の中で挙がっています。一人では受診できない人の介助が課題になっています。

## 【障がい者が継続して就労できる環境づくり】

アンケート調査では、障がいのある人の就労について、66.0%が「現在仕事はしていない」と回答しています。働く場合に希望する配慮について、「職場内で障がいに対する理解があること」が21.7%、「障がいに合わせた働き方ができること」が20.8%となっています。当事者団体調査では、「障がいの種類別に合理的配慮を示したパンフレットを作成し、企業に配布してはどうか」という提案があり、事業所調査では、企業が障がい者を雇用する不安を払拭できるような交流の機会を求める提案がありました。事業者に対し、障がい者雇用について理解を促すことで、多様な職種や多様な働き方ができる職種・職場を開拓するとともに、障がい者が継続して働くことができる支援が求められます。

## 【災害時の支援体制と感染症対策】

アンケート調査では、災害時の避難について、療育手帳所持者の48.1%が「避難所の場所は知らないし、一人では避難できない」と回答しています。また、避難時に手助けしてくれる人について、精神障害者保健福祉手帳所持者の18.2%が「手助けしてくれる人はいない」と回答しています。避難行動要支援者の把握に努めるとともに、地域で自主防災グループを立ち上げるなど避難に手助けが必要な人を支援する仕組みづくりを進めることが求められます。

市では、市内の福祉施設と福祉避難所の協定を結び、災害時における障がい者の避難場所の確保を進めていますが、団体調査では、「視覚障がいの方は、見た目でわからず、災害時に気づいてあげるのが遅れてしまう可能性が大きい」や、「聴覚障がい者は申し出がないと気づかないことも多い」という意見があり、災害時に視覚や聴覚に障がいのある人が必要な情報を得ることができるよう、体制づくりが求められます。

また、新型コロナウイルスの感染が広まるなかで、マスクを着用する人が増え、聴覚障がい者が口の動きで言葉を認識することが難しくなっています。当事者団体調査では、フェイスシールドの普及を求める声が挙がっています。事業所調査では、新型コロナウイルス感染対策を講じながら、障がいのある人の日中活動を続けることに苦労している様子がうかがえます。障がいのため、マスク着用や密集を避けることを理解できない人もいるなかで、感染症対策と活動の両立が課題になっています。

### 3 社会参加の機会を充実していきます

#### 【障がいのある子どもとその家庭への支援】

小中学校の特別支援学級在籍児童数は年々増加しており、全校児童数に占める割合も高くなってきています。本市では、障がいのある児童生徒の増加に伴い、小中学校の通級指導教室の設置を進めるなど、障がいの有無にかかわらず、ともに学べる環境づくりを推進してきました。今後は、保健センターや子ども発達相談室と連携しながら、必要な支援を行える体制づくりが必要です。引き続き、子どもや保護者などの個々の状況に応じた相談支援をていねいに進めることが求められます。

#### 【多様な活動機会の充実】

障がいのある人の文化・芸術活動について、当事者団体調査では、芸術鑑賞等の展示館の解説が音声や文字のため、視覚障がい者や聴覚障がい者が情報を入手できないという指摘があり、様々な方法による情報伝達が求められます。

アンケート調査では、日中の過ごし方について、「趣味をしている」という精神障害者手帳所持者は 32.3%ですが、療育手帳所持者は 10.2%となっています。事業所調査では、障がいのある人が気軽に参加できる場やイベントの開催を求める声があり、障がいのある人が余暇活動を楽しめる機会の確保が課題になっています。また、障がいへの理解促進のために必要なことについて、「地域の行事や集まりに障がいのある人が参加しやすくする工夫」が身体障害者手帳所持者で高くなっています。地域への理解促進とあわせて、障がいのある人が、地域活動に参加するきっかけづくりが必要です。

アンケート調査では、スポーツについて、「全くしていない」が 40.3%となっています。障がいのある人が運動・スポーツを行う際に必要な支援について、療育手帳所持者は「障がいにあわせたプログラムの充実」や、「一緒に行く仲間」、「適切な指導者」が高くなっています。本市では、スポーツ施設のバリアフリー化等に取り組んでいますが、障がいの特性に応じた指導者の育成やプログラムの研究などが求められます。

#### 【誰もが暮らしやすいまちづくり】

アンケート調査では、外出するために充実してほしいことについて、「歩道・建物、乗り物などの段差が解消されること」や、「駅やバス停、歩道におけるベンチなどの設置」、「階段の手すり」、「ゆっくり安全に渡れる横断歩道」が高くなっています。本市では、「福岡県福祉のまちづくり条例」に則ってユニバーサルデザイン化を進めるとともに、歩道を整備する際には視覚障がい者誘導ブロックの設置を進めています。引き続き、計画的に誰もが暮らしやすいまちづくりを進めることが必要です。

# 第 3 章 計画の基本的な考え方

## 第 1 節 基本理念

本市では、平成 18 年度に策定した「太宰府市障害者プラン及び障害福祉計画（人権と福祉のまちづくり計画）」のなかで、障がいの有無や程度、年齢、性別などに関係なく、誰もが人間としての尊厳と人権が尊重され、地域社会のなかで共に豊かに暮らせる『人権と福祉のまちづくり』をめざすことを掲げました。以降、第 2 次プランから第 4 次プランにおいてもこの基本理念を継承しながら、さまざまな施策をすすめてきました。

本計画においても、引き続きこの基本理念を掲げ、障がいのある人もない人もすべての人々がお互いを理解し尊重しあいながら、共に幸せに暮らせるまちづくりをめざします。

### 《基本理念》

**みんなで支え合い 共に幸せに暮らせる 人権と福祉のまちづくり**

## 第2節 基本目標

基本理念の実現に向けた本計画の基本目標として、以下の3つの目標を設定します。

### 権利を守っていきます

すべての住民が、障がいがあってもなくても分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、一人ひとりが個人として大切にされ、さらに、障がいのある人が、行政サービスなどでの権利を円滑に行使するため、適切な配慮を受けることができるよう、障がいのある人たちの権利を守っていきます。

### 自分らしい自立した生活を支援していきます

障がい福祉サービス事業所などと連携を図り、障がいのある人の生活支援の基盤づくりをすすめます。また、保健や医療の面について安心感を持ちながら、仲間と共に働き、活動することや災害時などにも強い不安を感じることなく、安全に安心して生活することができるよう、障がいのある人たちの自分らしい自立した生活を支援していきます。

### 社会参加の機会を充実していきます

適切な療育と教育の機会や地域での交流の機会、スポーツ・文化芸術活動への参加の機会を充実させることで、家庭、学校、地域等の各場面において、障がいのある人が担い手の一人としてより活躍できる社会づくりを目指します。また、ユニバーサルデザイン化をすすめるなど、障がいのある人が生活や活動しやすい環境整備を行います。

さらに、情報を入手したり、伝えたりすることを、より簡単で便利にしていくことで、障がいのある人たちの社会参加の機会を充実していきます。

## 第3節 施策の体系

